

# **広島市産業廃棄物 処理指導計画 (案)**

令和8年度～12年度



## 目次

<b>第1章 趣旨、現状及び課題</b>	1
<b>第1節 策定の趣旨</b>	2
<b>第2節 現状</b>	3
国の動向／市勢の概況／本市の産業廃棄物の排出・処理状況／ 不適正処理の状況／建設廃棄物の状況／有害廃棄物等の状況／処理・処分の状況／ 排出事業者・処理業者の認識・取組等の状況／体制等／DXの推進	
<b>第3節 主な課題</b>	13
<b>第2章 基本的事項</b>	15
計画期間／計画の方向性／指標・目標	
<b>第3章 各主体の連携・協働と役割</b>	19
各主体の連携・協働／各主体の役割／産業廃棄物処理等の流れと各主体の関係	
<b>第4章 施策の展開</b>	23
<b>第1節 施策体系</b>	24
<b>第2節 施策</b>	25
違法処理廃棄物／建設廃棄物／有害廃棄物等／処理・処分／啓発・実績把握／ 体制づくり／DXの推進／情報発信	
<b>第5章 計画の推進</b>	37
<b>参考資料</b>	39
廃棄物の種類／産業廃棄物実態調査／検討会議の委員名簿及び検討経過	



# 第1章 趣旨、現状及び課題

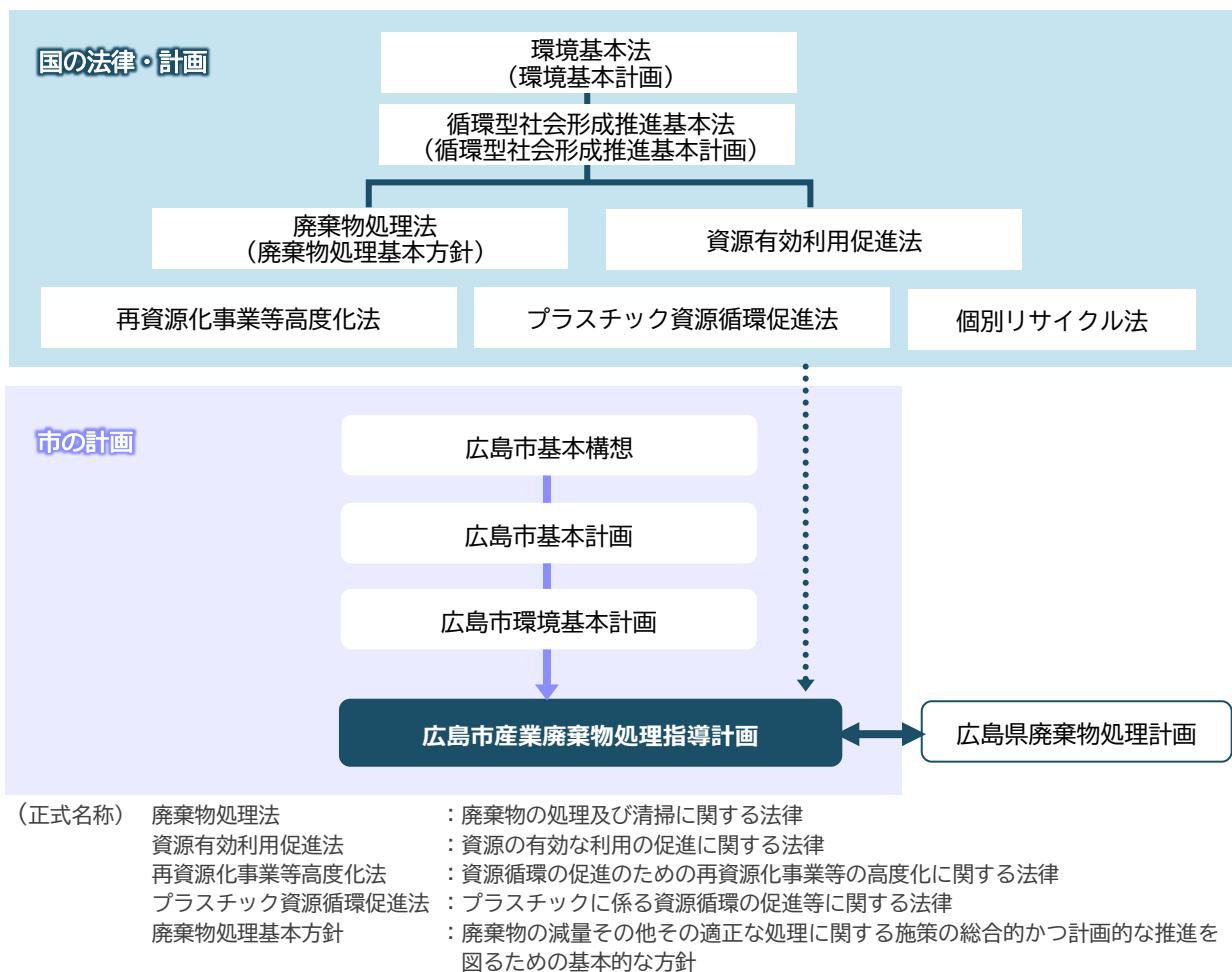
# 第1節 策定の趣旨

本市では、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルを推進するため、概ね5年ごとに「産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。

現行計画の計画期間が令和7年度末で終了することに伴い、この度、本市における課題等を整理し、新たな計画を策定するものです。

この計画は、法の趣旨、社会情勢の変化等を踏まえ、本市の実情を勘案し、本市の産業廃棄物処理行政を効果的かつ積極的に進めていくための基本的な方針や具体的な施策を示すものであり、多様な主体が共に取組を進めていくための指針となるものです。

## 関連する法律及び計画



# 第2節 現状

## 1 国の動向

我が国における産業廃棄物の処理については、市民の生活環境や公衆衛生への悪影響を及ぼす影響の大きさを踏まえ、責任主体の明確化と廃棄物の処理を行う業や施設の許可制を軸とした必要な法規制及び施設整備の支援により、廃棄物の適正処理を確保しています。

また、循環型社会形成推進基本法の制定、個別リサイクル法の施行、近年では、第5次循環型社会形成推進基本計画の策定、プラスチック資源循環促進法、再資源化事業等高度化法の制定等の制度的措置を通じて、循環型社会の形成に向けて各種取組を推進しています。

### (1) 第5次循環型社会形成推進基本計画の策定

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、令和6年8月に第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として目標を設定しています。

### (2) 廃棄物処理基本方針の改定

廃棄物処理基本方針は、廃棄物処理法に基づき定めるものであり、第5次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、令和7年2月に改定されました。

### (3) プラスチック資源循環促進法の制定

プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体の資源循環の取組を促進するため、令和3年6月、プラスチック資源循環促進法が制定されました。

#### (主な規定内容)

プラスチックの多量排出事業者	プラスチックの多量排出事業者(前年度の排出量250トン以上)は、排出抑制・再資源化等に関する目標を設定、これを達成するための取組を計画的に実施
再資源化事業計画認定制度	製造・販売事業者が自主回収・再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とし、複数の地方公共団体の区域にまたがって使用済のプラスチック製品の回収・再資源化事業を行うことが可能

### (4) 再資源化事業等高度化法

脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、令和6年5月、再資源化事業等高度化法が制定されました。

#### (主な規定内容)

特定産業廃棄物処分業者	特定産業廃棄物処分業者(前年度の処分量10,000トン以上又は前年度の廃プラスチック類処分量1,500トン以上)は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、処分量及び再資源化量を環境大臣に報告し、環境大臣は、報告された事項を公表
再資源化事業等の高度化に関する認定制度	高度再資源化事業（資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業）を行おうとする者は、高度再資源化事業計画を作成し、環境大臣の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とし、高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施、又は廃棄物処理施設を設置することが可能

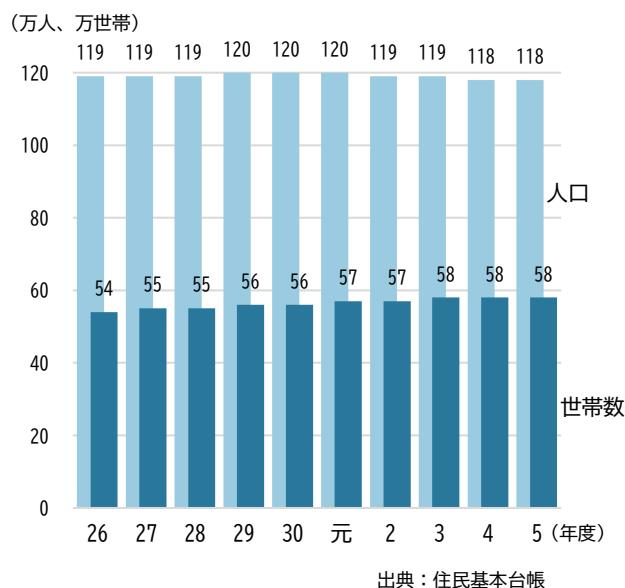
## 2 市勢の概況

本市の人口・世帯数の推移を見ると、人口は近年減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向にあります。

また、市内総生産、建築物着工状況の推移については、近年減少傾向にあります。

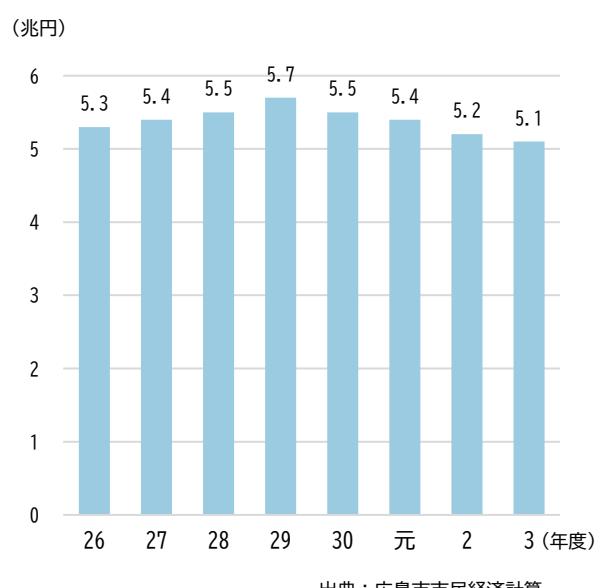
さらに、事業所数については、全体で約5万事業所であり、業種別にみると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業となっています。

本市の人口・世帯数の推移



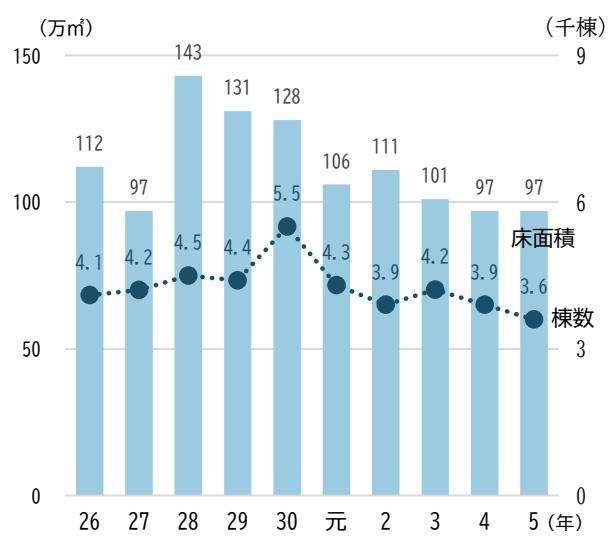
出典：住民基本台帳

本市の市内総生産（実質）の推移



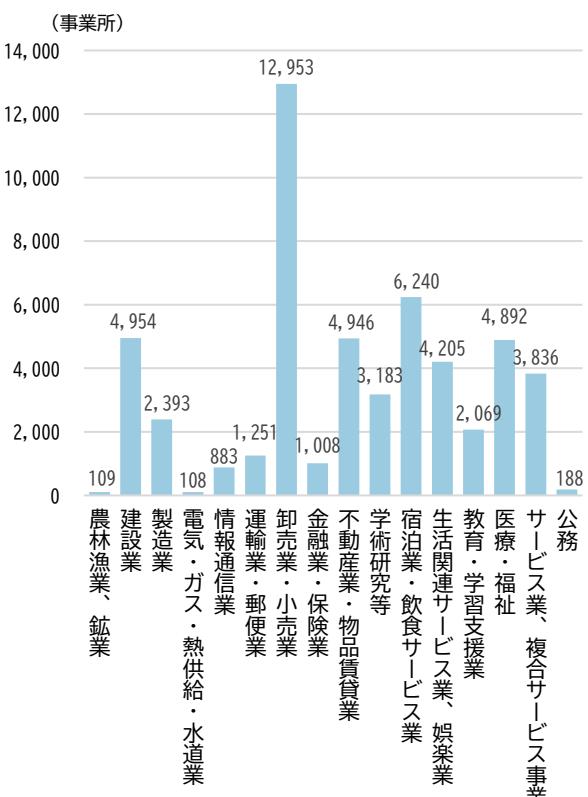
出典：広島市市民経済計算

本市の建築物着工状況の推移



出典：建築着工統計調査

本市の事業所数 (令和3年度)



出典：経済センサス-活動調査

### 3 本市の産業廃棄物の排出・処理状況

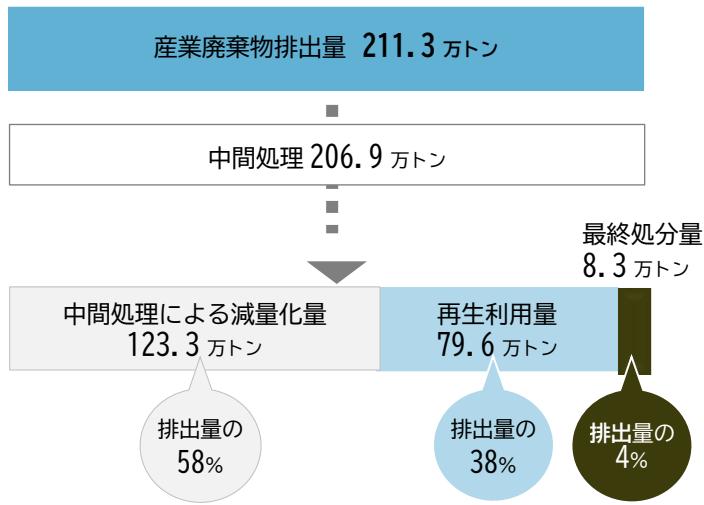
本市における産業廃棄物の排出量・処理量は、概ね5年ごとに実施する産業廃棄物実態調査により算定しており、この度の実態調査により、令和5年度の産業廃棄物の排出量等を算定しました。

#### (1) 本市の排出・処理状況の概要

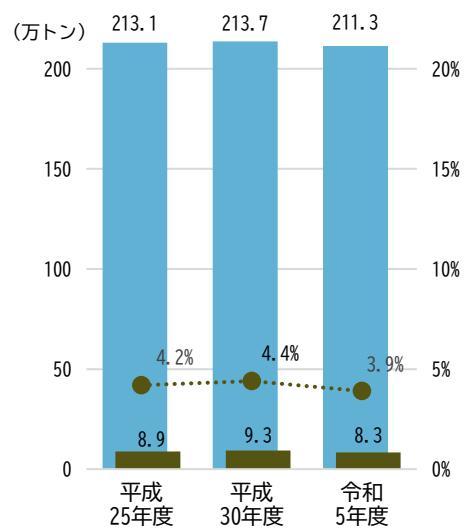
令和5年度における本市の産業廃棄物の排出量は約211万トンであり、そのほとんどは減量化・再生利用され、最終処分率は5%に満たない状況となっています。

また、推移を見ると、排出量は横ばい、最終処分量は減少傾向となっています。

産業廃棄物の排出・処理の概要（令和5年度）



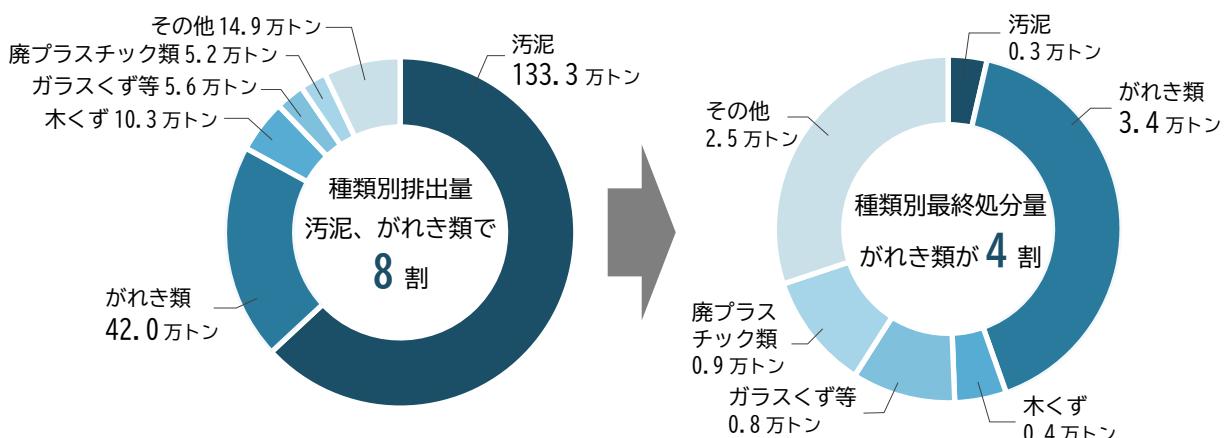
排出量・最終処分量・最終処分率の推移



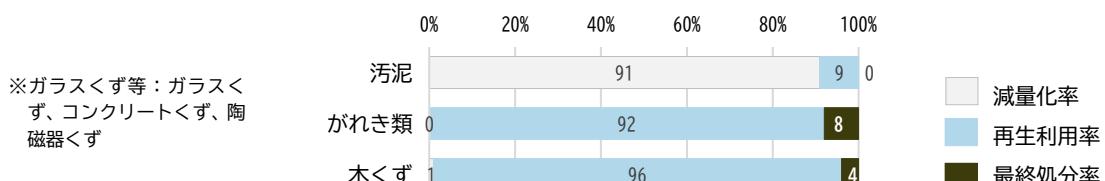
#### (2) 種類別の排出・処理状況（産業廃棄物実態調査による推計）

令和5年度の排出・処理状況を種類別に見ると、排出量では、汚泥が最も多く、次いでがれき類となっており、この2種類で全体の8割を占めています。最終処分量では、がれき類が最も多く、全体の4割を占めています。汚泥は、そのほとんどが中間処理（脱水など）による減量化や再生利用が行われるため、最終処分量は全体の1割以下となっています。なお、がれき類についても、排出量の9割は再生利用されています。

種類別の排出量及び最終処分量（令和5年度）



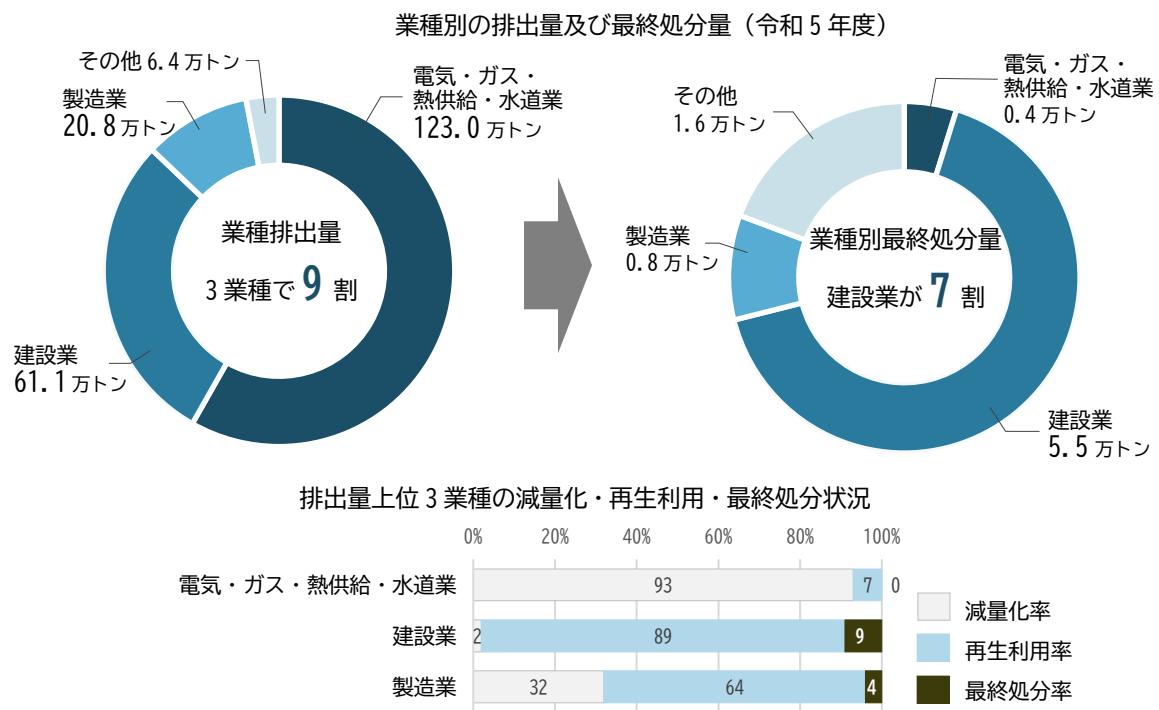
排出量上位3品目の減量化・再生利用・最終処分状況



### (3) 業種別の排出・処理状況（産業廃棄物実態調査による推計）

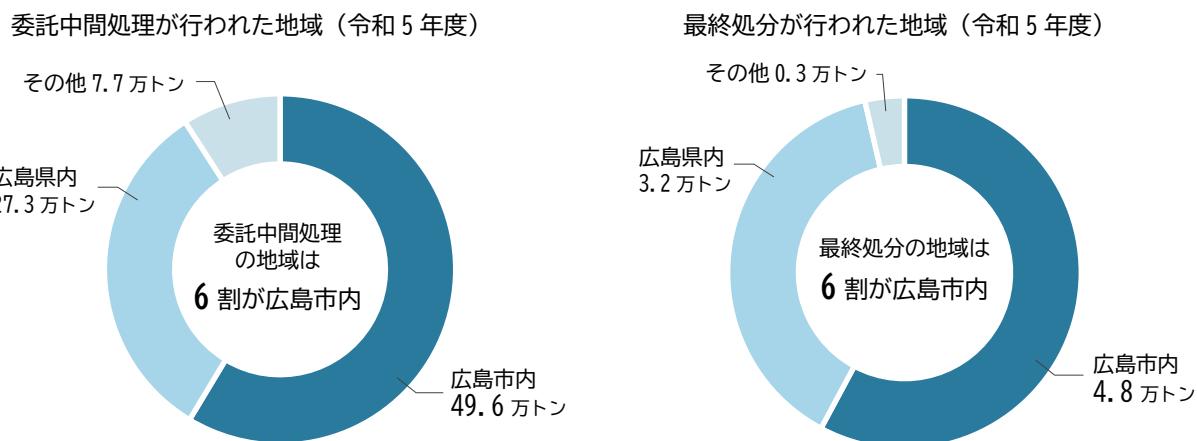
令和5年度の排出・処理状況を業種別に見ると、排出量では電気・ガス・熱供給・水道業が約120万トンと最も多く、次いで建設業、製造業となっており、この3業種で全体のほぼ9割を占めています。最終処分量では、建設業が最も多く、全体のほぼ7割を占めています。

電気・ガス・熱供給・水道業は、排出のほとんどが汚泥であり、これらは減量化・再生利用されるため、最終処分量は全体の1割以下となっています。建設業からの排出については、がれき類が最も多く、その他、木くずや汚泥等となっています。



### (4) 委託中間処理、最終処分が行われた地域（産業廃棄物実態調査による推計）

委託中間処理、最終処分が行われた地域については、どちらも約6割が広島市内で処理されています。



## 4 不適正処理の状況

本市では、平成27年度策定の広島市産業廃棄物処理指導計画において、違法処理廃棄物ゼロの実現に向けた体制の強化を掲げ、平成28年度から適正処理を指導する体制を強化しており、以降、積極的な指導・監視を行っています。

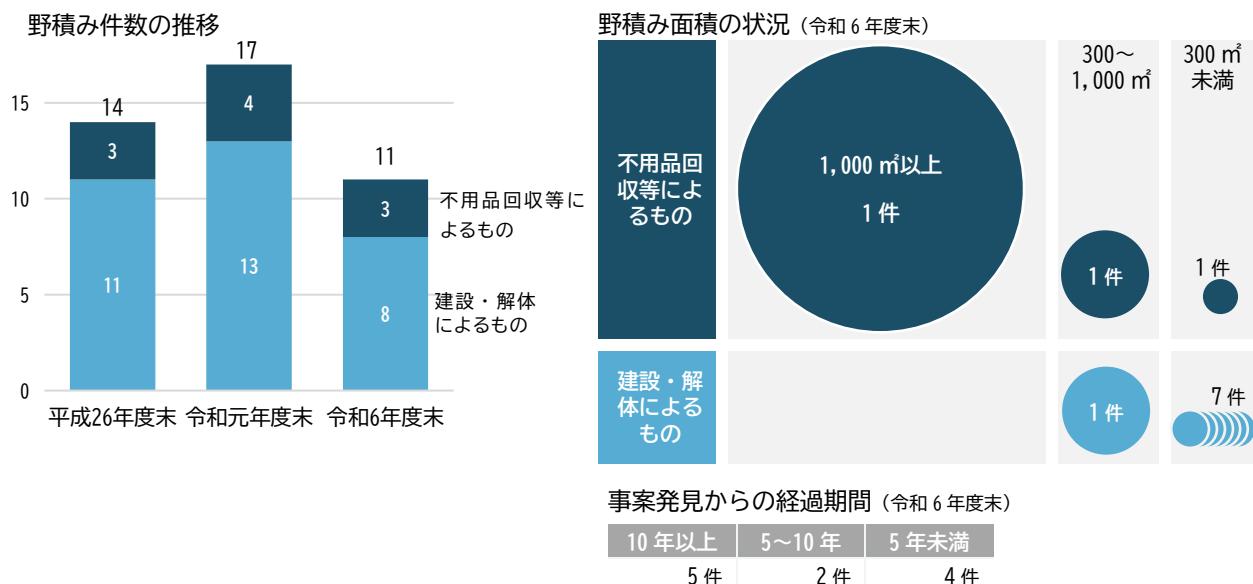
不適正な野積みについては、継続的な指導を重ね、件数は減少傾向にあるものの、解決までに時間を要する事例も多い状況です。事案のほとんどは、解体工事や不用品回収等によって発生したものです。

行為者の多くが処理業者ではないため、許可取消し等の強制力のある手段が取れないこともあります。解決まで数年又は10年以上の長期にわたるものもあります。

これらの事案は、野積みされている量が多量となって発覚することが多く、中でも、不用品回収により発生した野積みは大規模なものが多く、数千m<sup>3</sup>にわたって野積みされているものもあります。

不用品回収による野積みについては、行為者が有価物と称するほか、野積みされているものを外観で業務用（産業廃棄物）、家庭用（一般廃棄物）とに完全に区分できず、混在している等の問題があります。

なお、その他の不適正処理行為についても、速やかに調査・指導等を行っています。



## 5 建設廃棄物の状況

建設工事等に伴って生ずる廃棄物（建設廃棄物）は、発生量が膨大である、廃棄物の発生場所が一定しない、廃棄物の種類が多様である等の特性があります。

建設廃棄物は、本市全体の排出量の約3割を、最終処分量については約7割を占めています。また、不適正な野積みの事例も発生しています。

建設廃棄物に関しては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、一定規模以上の建設工事の場合は、分別解体・再資源化等の届出が義務付けられています。

その他、廃棄物処理法に基づき、一定規模以上の建設廃棄物を事業場外で保管する場合は、保管の届出が義務付けられています。



## 6 有害廃棄物等の状況

PCB 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB 廃棄物を確実かつ適正に処理するため、保管状況等の届出、定められた期間内の処分が義務付けられています。

アスベスト処理については、本市の廃石綿等適正処理指導に関する方針に基づき、処理計画書等の提出を求めています。

また、全国の廃棄物処理施設等において、リチウムイオン電池による火災の事例が発生しており、未然防止等の対策が求められています。

## 7 処理・処分の状況

### (1) 本市の許可業者数等

本市が許可している処理業者は、令和 6 年度末で収集運搬業 168 業者、処分業 121 業者であり、最終処分場は、令和 5 年度末で 8 施設となっています。

また、廃棄物処理法に基づき、通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性）に適合した優良な処理業者を、優良産廃処理業者として認定しており、令和 6 年度末での認定業者数は 26 業者となっています。

さらに、自動車リサイクル法については、引取業 118 業者、フロン類回収業 49 業者、解体業 83 業者、破碎業 3 業者となっています。

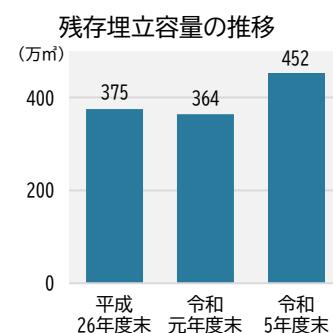
産業廃棄物処理業者数（令和 6 年度末）

区分	収集運搬業者数	処分業者数		
		業者数	中間処理	最終処分
処理業者数	168	121	117	5
産業廃棄物処理業	160	121	117	5
特別管理産業廃棄物処理業	28	6	6	0

産業廃棄物最終処分場（令和 5 年度末）

区分	設置数 (残存埋立容量)
最終処分場	8 施設 (約 452 万m <sup>3</sup> )
安定型最終処分場	7 施設 (約 322 万m <sup>3</sup> )
管理型最終処分場	1 施設 (約 130 万m <sup>3</sup> )

※施設の設置許可が必要なもの



産業廃棄物中間処理施設数(令和 6 年度末)

区分	施設数
汚泥の脱水施設	6
汚泥の焼却施設	7
廃油の油水分離施設	2
廃油の焼却施設	7
シアノ化合物の分解施設	1
P C B 廃棄物の分解施設	0
廃プラスチック類の焼却施設	8
その他の焼却施設	10
廃プラスチック類の破碎施設	15
木くず・がれき類の破碎施設	51
廃水銀等の硫化施設	1

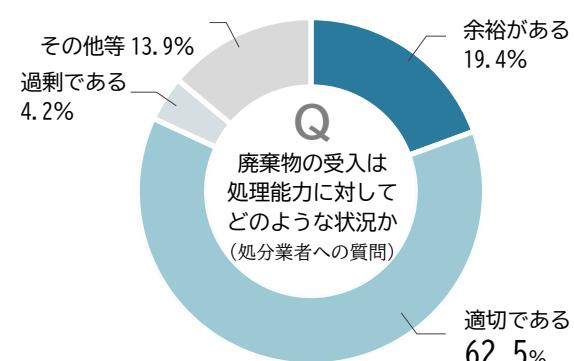
※施設の設置許可が必要なもの

自動車リサイクル法登録等業者数(令和 6 年度末)

引取業登録業者数	フロン類回収登録業者数	解体業許可業者数	破碎業許可業者数
118	49	83	3

### (2) 処理施設における受入状況

処分業者への意識調査では、処理施設における廃棄物の受入状況は、適切・余裕ありとの回答が約 8 割であり、産業廃棄物の処理体制については、現状では概ね確保されているといえます。

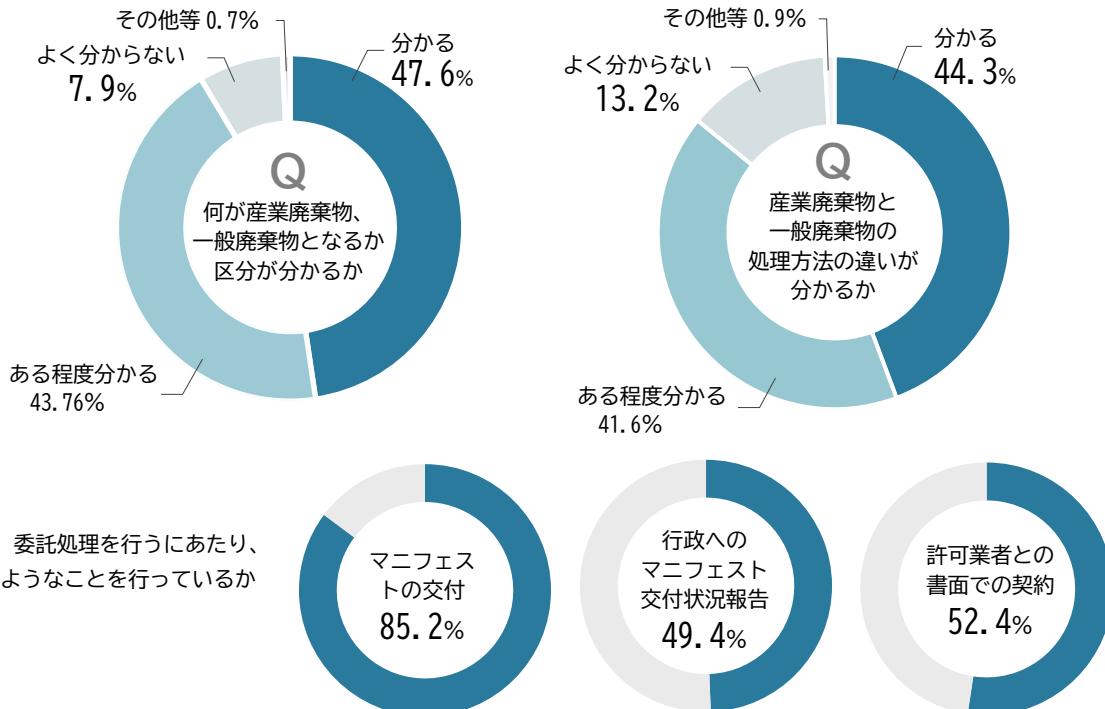


## 8 排出事業者・処理業者の認識・取組等の状況

### (1) 認識等の状況

令和7年度に実施した排出事業者及び処理業者への意識調査によると、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や処理方法の違いが「分かる」と回答した排出事業者は5割弱となっています。

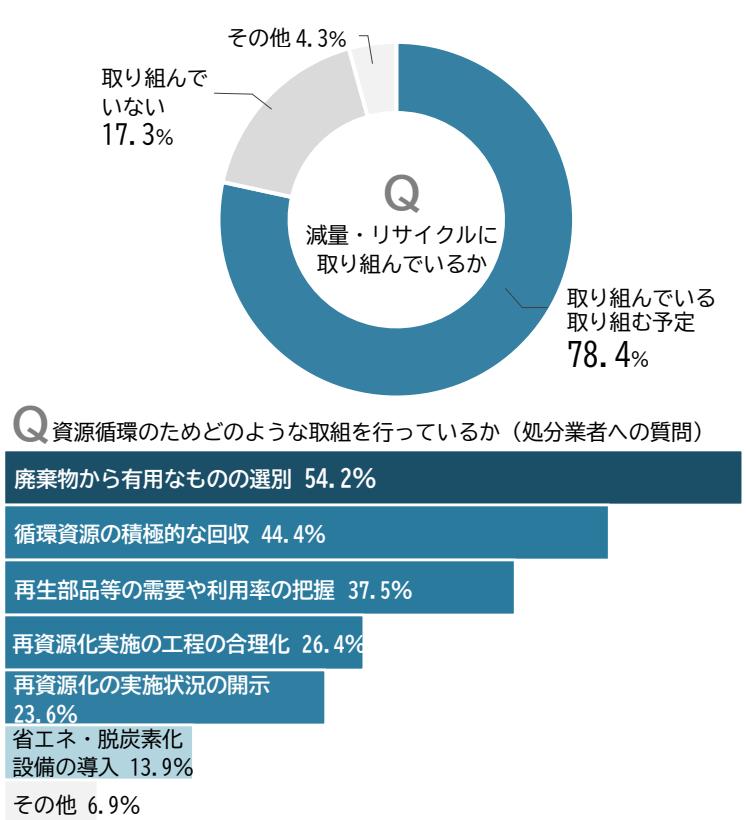
また、委託処理を行っていると回答した事業者に対し、実施している事項を尋ねたところ、マニフェストの交付は約85%、行政へのマニフェスト交付状況報告及び許可業者との書面での契約はどちらも約5割となっています。



### (2) 減量・リサイクルの状況

排出事業者への意識調査によると、減量・リサイクルについて、約8割の事業者が「取り組んでいる・取り組む予定」と回答しており、「取り組んでいない」は約2割となっています。

処分業者への意識調査によると、処分業者における資源循環の取組については、「廃棄物から有用なものの選別」、「循環資源の積極的な回収」との回答が多くなっています。



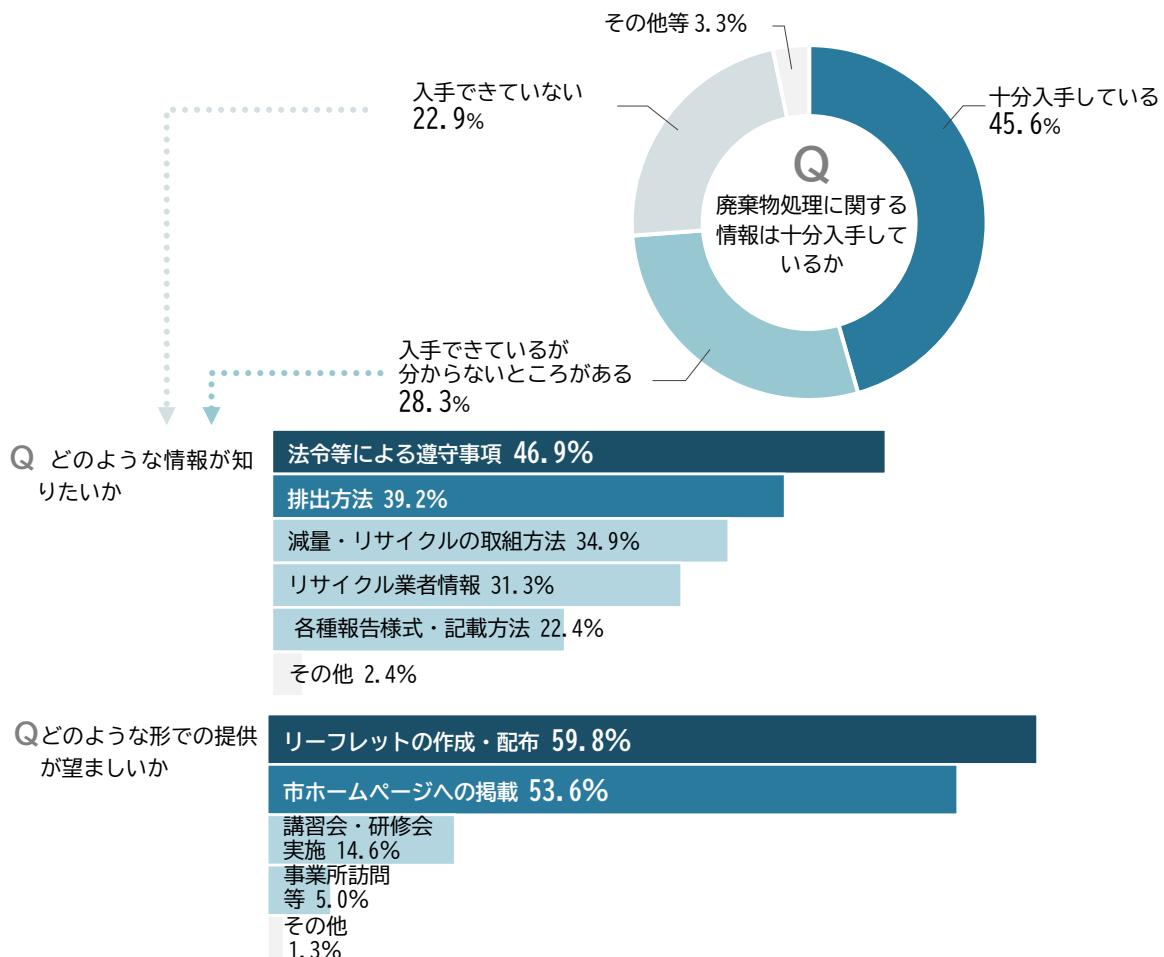
### (3) 情報の入手状況

本市における情報発信については、本市ホームページに各種情報を掲載しているほか、マニフェスト交付状況報告の時期においては、本市の広報紙「ひろしま市民と市政」を用いて広報を行っています。

また、建設業者に対しては、立入の際、リーフレット「建設廃棄物の適正処理ガイド」を配布しています。

排出事業者への意識調査によると、廃棄物処理に関する情報の入手について、半数が「入手できていない」又は「良く分からぬところがある」との回答となっています。

これらの事業者に対し、知りたい情報と望ましい提供方法を尋ねたところ、知りたい情報は法令等による遵守事項、望ましい提供方法は、リーフレットの作成・配布、市ホームページへの掲載との回答が多くなっています。



### (4) 実績報告

廃棄物処理の実態を把握するため、廃棄物処理法等において、産業廃棄物の処理を委託した者に対しては、マニフェスト交付状況報告の本市への提出、産業廃棄物年間排出量 500 トン以上又は特別管理産業廃棄物年間排出量 50 トン以上の事業場を有する者に対しては、多量排出事業者処理計画書及び実施状況報告書の提出が義務付けられています。

また、処分業者に対しては、本市の要領において、処分実績報告の提出を定めています。

## 9 体制等

排出事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物の両方を排出しますが、現在の本市の組織では、事業系廃棄物のうち、産業廃棄物と一般廃棄物で所管する組織が異なっており、それぞれ別個に対応しています。このため、排出事業者への意識調査によると、「産業廃棄物・一般廃棄物の両方をあわせ、必要な事項の説明・情報提供をしてほしい」が最も多くなっています。

なお、前々回、前回の意識調査においても、この産業廃棄物と一般廃棄物の一体的な対応への要望が最も多くなっています。

Q

行政の施策についてどのようなことを改善してほしいか

産業廃棄物・一般廃棄物の両方をあわせ、必要な事項の説明・情報提供をしてほしい 27.2%

報告内容の簡素化をしてほしい 22.9%

ホームページが分かりにくいので改善してほしい 12.5%

報告の電子化をしてほしい 9.9%

減量・リサイクル、適正処理の説明会等を開催してほしい 7.7%

その他  
1.1%

## 10 DXの推進

### (1) デジタル技術の活用

行政運営に当たっては、デジタル技術を活用し、業務の改善・効率化、利便性の向上を図り、課題解決に向けた取組を進めることが重要です。

現在、本市のデジタル技術の活用については、産業廃棄物情報管理システムによる許可情報等の管理、各種報告のデジタル化等を行っています。

#### ●産業廃棄物情報管理システムの運用

処理業者許可情報のほか、立入・指導情報、苦情対応情報を写真データも含めシステムにより管理しています。

#### ●各種報告のデジタル化

報告様式の電子データを本市ホームページで提供しています。

多量排出事業者報告・処理実績報告は、全て電子データで提出を受け付け、マニフェスト交付状況報告は、電子データ・電子マニフェストによる報告が8割、紙媒体での報告が2割となっています。

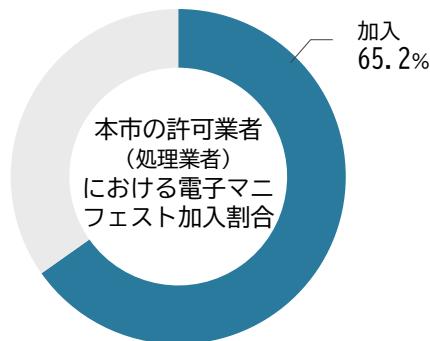
事業所等から提出されたデータは、報告別に統合して管理しています。

### (2) 電子マニフェストの利用

電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みです。

本市の許可を有している処理業者（収集運搬、処分）における電子マニフェストの加入割合は、約65%となっています。

なお、排出事業者については、意識調査によると、約3割が電子マニフェストを利用していると回答しています。



# 第3節 主な課題

## 違法処理廃棄物への対策

産業廃棄物処理において、最も重要なことは、生活環境保全上支障のない適正な処理を行うことであり、違法処理廃棄物が発生する事がないよう、不適正処理の防止や未解決事案の早期解決に向けて、今後も強力に取組を推進していく必要があります。

(p7 参照)

## 建設廃棄物への対策

建設廃棄物の最終処分量は全体の約7割を占めており、また、解体・建設工事によって多量に発生した廃棄物を野積みする事案も見られるなど、建設廃棄物に対して重点的な対策を講じる必要があります。

(p7 参照)

## 理解・認識の向上

排出事業者への意識調査では、委託処理において実施している事項を尋ねたところ、マニフェストの交付は約8割、行政へのマニフェスト交付状況報告、書面での契約締結は約5割との回答となっています。また、産業廃棄物と一般廃棄物の区分・処理方法について分からぬ回答があるとの回答は約5割となっています。

これら排出事業者の理解・認識を高め、法令遵守を促すことは必要であるものの、対象事業者は数万という多数であるため、取組に当たっては、費用対効果を踏まえ、より多くの対象事業者に向けて効果的に働きかけを行うことができる手法を検討する必要があります。

また、排出事業者への意識調査では、法令遵守事項や排出方法などの廃棄物処理に関する情報を十分には入手できていないとの回答が約5割であり、排出事業者にとって掲載場所や内容等が分かりにくく、利用しづらい状況となっており、提供方法については、リーフレットでの提供、ホームページへの掲載が望ましいとの声が多いことから、視覚的に分かりやすい形での提供が望まれています。

こうしたことから、ホームページの見直しや、その他の手法の検討などにより、排出事業者、処理業者のみならず、市民にとっても分かりやすく、ニーズに即した効果的な啓発・情報発信等に取り組む必要があります。

(p9、p10 参照)

## 産業廃棄物と一般廃棄物の一体的な対応

事業者は、事業系廃棄物として産業廃棄物・一般廃棄物の両方を排出しますが、本市では問い合わせ対応や指導・情報提供等を産業廃棄物・一般廃棄物で別々の課が行うため、本市への要望では、産業廃棄物と一般廃棄物の一体的な対応が最も多くなっています。また、不用品回収等により野積みされた廃棄物は、産業廃棄物か一般廃棄物かの判別が困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、効果的かつ効率的な指導・啓発を行うため、産業廃棄物と一般廃棄物の一体的な対応に向けて、体制も含め、検討が必要です。

(p7、p11 参照)

## DXの推進

限られた人員で、適かつ効果的・効率的に業務を遂行するためには、DXの推進が重要ですが、本市では、産業廃棄物の処理状況を管理するシステムに不備等が生じている状況であり、DXを用いた業務改善等も思うように進んでいない状況です。

こうしたことから、業務の適正化、効率化、利便性の向上、より効果的な施策の推進等に向けて、他自治体の状況も参考にしつつ、デジタル技術を積極的に取り入れる必要があります。

また、電子マニフェストは、適正処理、事務処理の効率化等に資するものであり、普及促進を図る必要があります。  
(p12 参照)

# 第 2 章 基本的事項

## 1 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 2 計画の方向性

### 基本理念

#### ゼロエミッションシティ広島の実現

事業者、市民、行政が連携・協働して、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルを推進することにより、現在はもとより将来にわたって、市民が健康で安全に暮らすことのできる良好な生活環境の保全、そして、持続可能な社会の実現を目指します。



### 基本方針

#### 適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理の徹底を図ります。



#### 減量・リサイクルの推進

産業廃棄物の最終処分量の削減に向け、経済性を踏まえつつ、3R及び中間処理による減量化等により、可能な限り、減量・リサイクルを推進します。

#### 効果的・効率的な施策の推進

多様な主体の連携・協働の下、総合的な視点を持って、効果的・効率的な施策の推進を図ります。



### 施策分野

違法処理廃棄物

建設廃棄物

有害廃棄物等

処理・処分

啓発・実績把握

体制づくり

DXの推進

情報発信

### 各主体

排出  
事業者

処理業者

関係団体

市 民

国や関係  
自治体

広島市

### 3 指標・目標

計画の方向性に関する達成状況を把握・評価する指標として、以下を設定します。

#### 指標 不適正な野積みの件数

→不適正な野積みを減らす（令和 6 年度末：11 件）

産業廃棄物処理において、最も重要なことは、生活環境保全上支障のない適正な処理を行うことであり、不適正処理廃棄物の状況を把握する指標として「不適正な野積み件数」を設定します。

#### 指標 最終処分量

→最終処分量を削減する（令和 5 年度 8.3 万トン）

減量・リサイクルの推進は最終処分量の削減につながることから、代表する指標として「最終処分量」を設定します。

なお、国の廃棄物処理基本方針においては、産業廃棄物の最終処分量を令和 4 年度→令和 12 年度（8 年間）で約 10% 削減する（年間平均 1.25% 削減）という目標を掲げていることから、本市も同程度の削減（令和 5 年度に対し約 6% の削減）を目指します。

#### 指標 処理業者の電子マニフェスト加入割合

（電子マニフェストに加入している本市の許可業者数／本市の許可業者数）

→処理業者の電子マニフェスト加入割合を増やす（令和 7 年度調査：65.2%）

#### 指標 本市の電子マニフェスト利用割合

（電子マニフェストを利用して産業廃棄物を排出した施設・部署数／産業廃棄物を排出した施設・部署数）

→本市における産業廃棄物の処理委託については原則電子マニフェストを利用する

電子マニフェストによる廃棄物処理のトレーサビリティの確保は、適正処理、事務処理の効率化等に資するものであり、普及拡大に当たって、まずは処理業者の加入を促進することが効果的・効率的であることから、「処理業者の電子マニフェスト加入割合」を指標として設定し、処理業者における普及状況を把握します。

また、本市においては、原則電子マニフェストを利用することを目指し、達成状況を把握する指標として「本市の電子マニフェスト利用割合」を設定します。

※本市の電子マニフェスト利用割合は、現状の数値は不明であり、来年度以降、本市における産業廃棄物排出施設・部署数、電子マニフェスト利用の施設・部署数等の数値を継続的にどのようにして把握するかといった実施方法を検討した上で調査等を行い、数値を算出します。

#### 参考指標 マニフェスト交付状況報告件数（令和 6 年度提出：9,160 件）

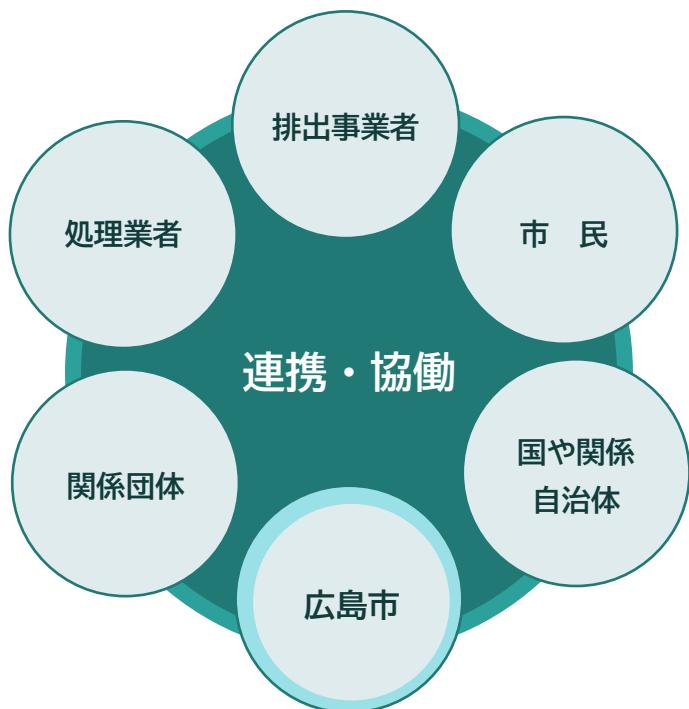
マニフェストの交付状況報告は、適正処理及び行政における処理状況の把握において重要であるが、排出事業場の総件数を把握することができないことから、報告割合を算出することは困難であり、また、報告件数についても排出事業場数は増減し、報告件数もその影響を受けることを踏まえ、マニフェスト交付状況報告件数を参考指標とし、状況を把握します。



# 第3章 各主体の連携・協働 と役割

## 1 各主体の連携・協働

ゼロエミッションシティ広島の実現を目指すには、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、自主性と創意工夫を生かして活動することに加え、互いに連携・協働して取り組むことが必要です。



## 2 各主体の役割

### 広島市が 果たすべき役割

各種法制度の適切な運用、事業の効果的・効率的な実施、各主体間の連携・協働の促進を図り、産業廃棄物に関する取組を総合的・計画的に進める。

また、広島市自らも排出事業者として、産業廃棄物の適正処理の徹底を図るほか、発注工事における再生利用、上下水道汚泥の減量・リサイクル等による3Rの推進、電子マニフェスト利用等による電子化の推進など、他の模範となるよう、循環型社会の形成に向けた活動を率先して実行する。

その他、産業廃棄物の取組状況を踏まえ、必要に応じ、国への要望等を行う。

**排出事業者に期待される役割**  
排出事業者責任を十分に認識した上で、法令等に関する知識・意識の向上に努めつつ、産業廃棄物を適正に処理し、必要な経費を負担する。

また、産業廃棄物の発生抑制や減量化等に取り組むほか、処理を委託する際は、できるだけ減量・リサイクルを行うことができる業者に委託する。

**処理業者に期待される役割**  
産業廃棄物の適正処理を徹底するとともに、知識の向上に努め、産業廃棄物処理の専門家、中核を担う存在として、排出事業者に的確な助言を行い、適正処理に導く。その際、排出事業者と処理業者との間で適正な費用等の情報を共有する。

また、有用資源の回収など廃棄物の減量・リサイクルに積極的に取り組むほか、電子化、情報公開を推進する。

### 関係団体に 期待される役割

団体（業界団体や経済団体等）の構成員が自らの活動を責任をもって推進するとともに、連携・協働の重要なつなぎ手として、独自の発信能力、専門性、ネットワーク等を生かした取組を充実させる。

### 市民に 期待される役割

自らの廃棄に係る行動が生活環境等に影響を及ぼし得るものであることを自覚した上で、適切な事業者を選択し、必要な費用を負担するなど責任ある行動を取る。

また、製品を購入する際は、リサイクル品を選択するなど、資源の循環利用に貢献する。

### 国や関係自治体に 求められる役割

国は、全国的な取組の推進、広島県は本市内を含む県許可業者に対する監督・指導、近隣自治体は、所管地域における許可業者に対する監督・指導等を行うとともに、広島市や事業者等と連携・協働し、広域的な取組を進める。

### 3 産業廃棄物処理等の流れと各主体の関係





# 第4章 施策の展開

# 第1節 施策体系

分野ごとに施策を整理、体系化しました。(本市の率先的取組、関連する基本方針も併せて記載)

	施策分野	施 策	適正処理の確保	減量・リサイクルの推進	効果的な施策の効率的・効果的推進
違法処理 廃棄物	違法処理廃棄物 ゼロの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法行為に対する監視・指導の強化</li> <li>・不適正処理の防止</li> <li>・関係機関等との連携</li> </ul>	■	■	■
建設 廃棄物	建設廃棄物の適 正処理・再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物の適正処理・再生利用の促進</li> </ul> <p>〔本市の率 先的取組 ▶ 本市発注工事における再生利用等の推進〕</p>	■	■	
有害廃 棄物等	有害廃棄物等の 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P C B 廃棄物の適正処理</li> <li>・アスベスト及びその他の有害廃棄物等の適正処理</li> </ul>	■	■	
処理・ 処分	適正な処理・処分 に向けた取組の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な処理・処分の徹底</li> <li>・自動車リサイクル法の円滑な運用</li> <li>・処理業者の優良化と減量・リサイクルの促進</li> </ul>	■	■	■
啓発・ 実績把握	啓発と実績把握 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な啓発・働きかけ</li> <li>・多量排出事業者の処理状況の把握と自主的取組の促進</li> </ul> <p>〔本市の率 先的取組 ▶ 本市上下水道汚泥の減量・リサイクルの推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェスト交付の状況把握と適正処理の推進</li> <li>・処分業者による処理の実績把握</li> </ul>	■	■	■
体制 づくり	総合的・効果的な 推進体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系廃棄物等に係る一體的な対策の推進に向けた 体制づくり</li> <li>・協働による効果的な対策に向けた体制づくり</li> </ul>	■	■	■
DXの 推進	デジタル技術の 活用と可視化・分 析の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した効果的・効率的な情報管理</li> <li>・情報の収集・電子化・可視化・分析の推進</li> <li>・電子マニフェストの利用促進</li> </ul> <p>〔本市の率 先的取組 ▶ 本市における電子マニフェストの原則利用〕</p>	■	■	■
情報発信	分かりやすくニ ーズに即した情 報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすく効果的な情報発信</li> <li>・リーフレット等を用いた情報提供</li> </ul>	■	■	■

## 第2節 施策

### 1 違法処理 廃棄物

#### 違法処理廃棄物ゼロの実現

##### ■ 違法行為に対する監視・指導の強化

廃棄物の違法処理は、生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、厳正に対処する必要があります。中でも、廃棄物等を野外に放置すること（野積み）は、飛散や流出、汚水の地下浸透、悪臭、害虫発生などの問題を生じさせるおそれもあり、早期に対応する必要があります。

こうしたことから、野積みを発見した場合は速やかに対応するとともに、長期未解決事案については、継続的な指導・監視を重ね、改善されない場合は、行政処分等も含め、厳正に対処するなど、取組を強力に進めます。

##### ■ 不適正処理の防止

市民からの通報・苦情等により、不適正処理行為を把握した場合、速やかに調査・是正指導を行うなど、迅速・的確に対応します。

また、建設工事の監視・指導や広報等により不適正処理の未然防止に取り組むとともに、本市の関係部署間での情報共有・連携を進めます。

##### ■ 関係機関等との連携

広島県産業廃棄物適正処理推進連絡協議会（広島県、広島市、呉市、福山市、環境省、広島県警察本部、第六管区海上保安本部で構成）を通じて合同パトロールを行うなど、近隣自治体や関係機関と連携し、野積みや不法投棄の早期発見に取り組みます。

また、不適正処理に対し、より効果的に対応するため、必要に応じ、広島県や警察等と連携して調査・指導を行います。



### 建設廃棄物の適正処理・再生利用の促進

建設業から排出される産業廃棄物（建設廃棄物）は、市全体の産業廃棄物排出量の約3割、最終処分量の約7割と大きな割合を占めており、適正処理・再生利用は非常に重要です。建設工事については、一定規模以上の場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、分別解体・再資源化等の届出が義務付けられており、これらの届出を受け付けるとともに、適宜立入調査を行い、適正処理等の確認・指導を行います。

また、廃棄物処理法に基づき、建設廃棄物の事業場外保管の届出を受け付け、適正保管を確認します。

その他、広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針に基づき、国・広島県・広島高速道路公社・広島市が発注する建設工事については、建設汚泥自ら利用の事業計画書等の提出を求め、適正処理の確保や最終処分量の削減を図ります。

#### 〔本市の率 先的取組 ▶ 本市発注工事における再生利用等の推進〕

本市発注工事においては、再生利用を促進するため、広島市建設工事リサイクル推進要綱等に基づき、建設廃棄物の発生抑制、再生資材・建設発生土の使用についての指定、再資源化可能な建設廃棄物の再資源化施設への搬入等を契約上の条件とするほか、請負代金額100万円以上の工事にあっては、建設リサイクルに関する計画の作成、元請業者におけるリサイクル責任者の明確化を求める。さらに、建設リサイクル法の対象外である小規模工事についても、原則としてコンクリート等の特定建設資材について分別解体、再資源化等を行います。

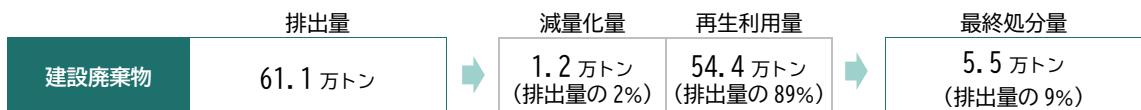
また、搬出先については、コンクリート塊及び建設発生木材は再資源化施設<sup>※1</sup>に、アスファルト・コンクリート塊は再生アスファルトとして再資源化することができる再資源化施設に、建設汚泥は、本市要領<sup>※2</sup>に基づく届出を受けて本市が承認した汚泥再資源化施設及び管理型最終処分場を指定し、工事を発注します。

再生碎石については、本市の再生碎石承認基準に基づき、本市が承認した施設が製造したものを使用します。

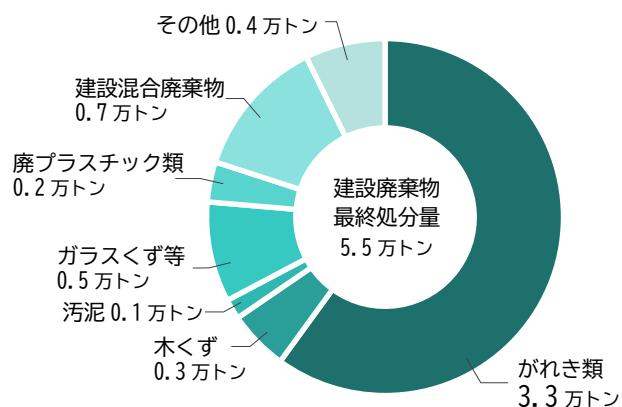
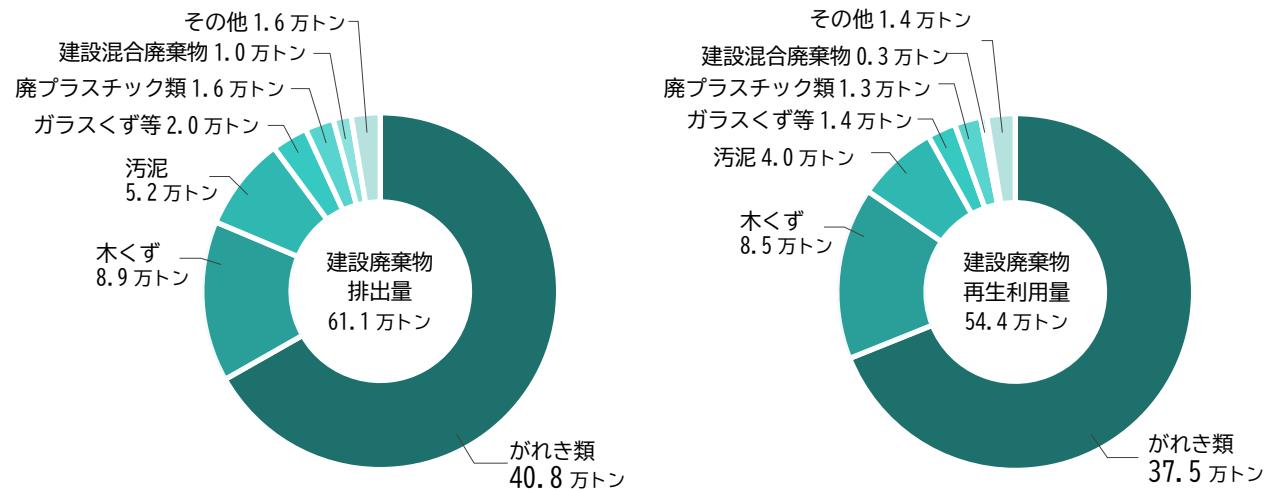
※1 産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する再資源化施設

※2 広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領

## 建設廃棄物の排出・処理状況（令和5年度）



### 建設廃棄物の種類別排出量、再生利用量及び最終処分量（令和5年度）





## 有害廃棄物等の適正処理

### P C B 廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等により、P C B 含有電気機器の保管状況等を把握し、適正処理を促進します。

### アスベスト及びその他の有害廃棄物等の適正処理

本市の廃石綿等適正処理指導に関する方針に基づき、石綿建材除去事業に伴い排出されるアスベストの処理に関する処理計画書及び実施報告書を求めるなど、適正処理を促進します。

また、リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあることから、分別、適切な処理業者への委託等について広報等を行うなど、その他の有害廃棄物等の適正処理を促進します。

# 処理・ 処分

## 適正な処理・処分に向けた取組の推進

### 適正な処理・処分の徹底

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の申請受付、許可審査を適正に実施するとともに、立入検査により処理基準の遵守の確認を行うなど、適正処理の徹底を図ります。

また、焼却施設や最終処分場については、適宜排ガスや水質の検査を行うなど、施設の適正な維持管理を促進します。

### 自動車リサイクル法の円滑な運用

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業の申請受付、登録・許可を適正に実施するなど、同法の円滑な運用を図ります。

### 処理業者の優良化と減量・リサイクルの促進

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な処理業者を、優良産廃処理業者として認定する制度であり、認定された処理業者は、許可の有効期間が延長される（5年→7年）などのメリットがあります。

本制度について、本市ホームページ等を用いて周知するとともに、認定業者の公表を行うなど、処理業者の優良化を促進します。

また、再資源化事業等高度化法の制定を踏まえ、産業廃棄物の処分時における再資源化の実施とその工程の合理化・高度化、リサイクル可能な物品の積極的な回収などを促進します。

# 啓発・ 実績把握

## 啓発と実績把握の推進

### 効果的な啓発・働きかけ

排出事業者における適正処理や減量・リサイクルの促進に向け、業界団体と連携し、各種会合における説明、講習会の実施、業界団体を通じた通知を行うなど、各種機会を捉えて効果的に啓発や働きかけを行います。

また、処理業者に対しても、業界団体と連携し、業界全体の質の向上に向けた啓発や働きかけを行います。

### 多量排出事業者の処理状況の把握と自主的取組の促進

廃棄物処理法等に基づき、多量排出事業者（産業廃棄物年間排出量 500 トン以上又は特別管理産業廃棄物年間排出量 50 トン以上）から処理計画書及び実施状況報告書の提出を受け付け、排出・処理状況を把握するとともに、データを統合し、各事業所の集計、分析等を行います。

現在、産業廃棄物の多量排出事業者が所有する事業場（産業廃棄物年間排出量 500 トン以上）は、165 事業場であり、これらの事業場の排出量の合計は約 190 万トンです。これは、本市全体の排出量の約 9 割となることから、減量・リサイクルの促進に当たっては、多量排出事業者の取組が重要であり、データ分析等を基に、各事業者の取組レベルが分かるよう可視化し、積極的に公開することで、自主的取組を促します。

その他、未提出事業者に対しては、提出を指導します。

産業廃棄物排出量 500 トン以上の事業場の状況（多量排出事業者処理計画書による現状値（令和 6 年度提出）より）

区分	事業場数	排出量計	自己中間処理による減量化量 [自己減量化率]	自己再生利用量 [自己再生利用率]
総計	165	189.2 万トン	119.1 万トン [62.9%]	2.9 万トン [1.6%]
建設業	110	52.8 万トン		1.9 万トン [3.7%]
製造業	36	14.3 万トン	5.7 万トン [39.6%]	0.9 万トン [6.6%]
電気・ガス・熱供給・水道業	17	121.8 万トン	113.4 万トン [93.1%]	
サービス業	2	0.3 万トン		



### 〔本市の率 先的取組 ▶ 本市上下水道汚泥の減量・リサイクルの推進〕

本市の水資源再生センターや浄水場から、多量の上下水道汚泥が発生している状況を踏まえ、これらの汚泥については、施設内で脱水等の処理を行い、大幅な減量化を行うとともに、処理後物についても、再生利用に取り組みます。

## 本市の水資源再生センター・浄水場からの汚泥排出量・自己中間処理による減量化の状況

(多量排出事業者処理計画書(令和6年度提出)より)

区分	汚泥排出量	自己中間処理による減量化量 [自己減量化率]
西部水資源再生センター	62.7万トン	62.5万トン [99.8%]
千田水資源再生センター	11.4万トン	11.4万トン [99.8%]
旭町水資源再生センター	7.2万トン	6.6万トン [91.7%]
江波水資源再生センター	5.9万トン	5.2万トン [88.2%]
緑井浄水場	3.5万トン	3.4万トン [97.2%]
高陽浄水場	1.2万トン	1.1万トン [90.2%]
牛田浄水場	0.3万トン	0.2万トン [84.3%]



## マニフェスト交付の状況把握と適正処理の推進

廃棄物処理法に基づき、排出事業者からマニフェスト交付状況報告を受け付け、委託処理の状況を把握します。

受け付けた報告内容は、データ化して統合し、報告数の算出、各事業所の排出量集計、分析等を行うとともに、多量排出事業者の対象規模以上の事業所を抽出し、多量排出事業者の計画書の提出が行われているかを確認します。

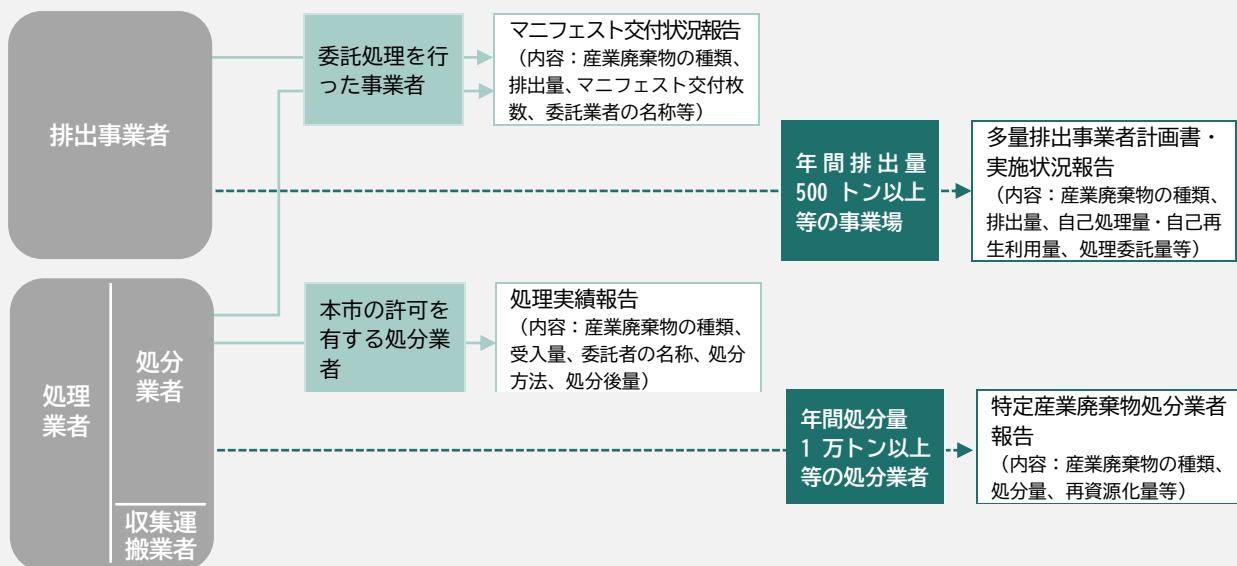
## 処分業者による処理の実績把握

本市の産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要領に基づき、処分業者に処理実績報告書の提出を求め、処理実態を把握するとともに、受け付けた報告データを統合し、集計や分析を行います。

### 実績報告制度

廃棄物処理の実態を把握するため、産業廃棄物の処理を委託した者に対しては、マニフェスト交付状況報告の提出、一定規模以上の産業廃棄物を排出した事業場を有する者に対しては、多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書の提出が廃棄物処理法により義務付けられています。また、処分業者に対しては、本市の要領に基づき、処分実績報告の提出を求めています。

これに加え、新たに制定された再資源化事業等高度化法により、年間処分量1万トン以上等の処分業者は、処分量・再資源化量実績の環境大臣への報告が義務付けされました。



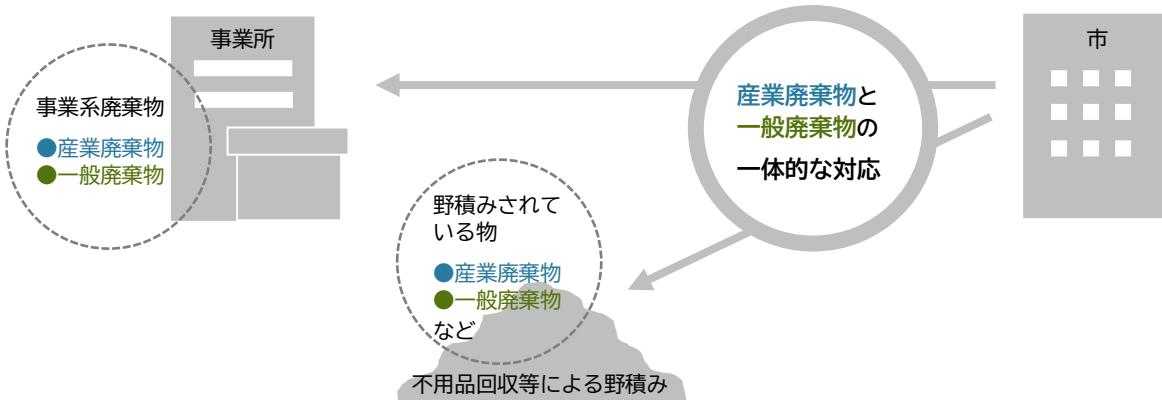
## 総合的・効果的な推進体制の実現

### 事業系廃棄物等に係る一体的な対策の推進に向けた体制づくり

事業者は、事業系廃棄物として産業廃棄物と一般廃棄物の両方を排出しますが、本市では、産業廃棄物と一般廃棄物で所管課が異なっており、問い合わせ対応、指導、情報提供等は産業廃棄物と一般廃棄物で別々の課が行うため、意識調査における市への要望では、「産業廃棄物と一般廃棄物を一体的に対応してほしい」が最も多くなっています。(排出事業者意識調査結果より)

また、不用品回収等による野積みについては、野積みされている廃棄物等を産業廃棄物か一般廃棄物か完全に判別することが難しく、混在している状況です。

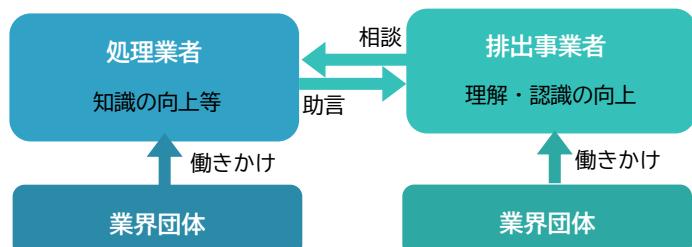
こうした状況を踏まえ、事業系廃棄物に係る産業廃棄物と一般廃棄物の両面からなる一体的な対策の推進に向けた体制づくりに取り組みます。



### 協働による効果的な対策に向けた体制づくり

排出事業者と実際に接する機会が多いのは、排出事業者から相談を受けたり、処理を受託する処理業者であり、排出事業者による適正処理の促進を図るには、産業廃棄物処理の専門家として、処理業者が、排出事業者に的確に助言等を行い、適正処理に導くことが効果的です。また、そのためには、処理業者自らも知識の向上等を図る必要があります。

こうしたことから、業界団体と連携し、排出事業者と処理業者の協働による理解や認識の向上、適正処理の促進を図る体制づくりを進めます。



### デジタル技術を活用した効果的・効率的な情報管理

限られた人員で、適切かつ効果的・効率的に事業を遂行するためには、DXの推進が重要です。

このため、デジタル技術を活用し、各種情報を適切に管理し、有効に活用できる情報管理システムを整備・運用し、業務の適正化・効率化とともに、より効果的な施策の推進を図ります。

### 情報の収集・電子化・可視化・分析の推進

施策の効果を把握し、指導や情報提供へ活用するほか、施策の見直しや新たな取組の検討等に資するよう、各種情報の収集、電子化や可視化、分析を推進します。

また、行政手続の利便性の向上や業務の効率化を図るため、各種報告の電子化を促進します。特に、マニフェスト交付状況報告は、現在、書面による報告が未だ約2割を占めていることから、電子データによる報告を一層促進するとともに、その他の報告についても、より効率的な方法を検討します。

さらに、届出等についても可能な限り電子化を促進します。

### 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、事務処理の効率化、データの透明性、適正処理の促進に資するものであり、普及拡大に当たっては、まず、処理業者の加入を促進することが効果的・効率的です。

このため、各処理業者における電子マニフェスト加入の有無を調査・把握し、加入促進に向け、許可更新時等における制度の紹介・勧奨、業界団体と連携した働きかけ等を行うとともに、排出事業者が処理業者の電子マニフェスト加入状況を把握し、加入業者を選択しやすい環境の整備を検討します。

また、排出事業者に対し、各種機会を捉え、利用促進に向けた啓発を行っていきます。

#### 〔本市の率 先的取組　▶ 本市における電子マニフェストの原則利用　〕

本市においては、原則電子マニフェストを利用することを目指し、各部署における排出・交付状況（産業廃棄物排出の有無、利用したマニフェストの種類、排出量等）を毎年度調査するとともに、取りまとめ結果を庁内に周知するなど、電子マニフェストの利用を徹底します。

## 電子マニフェスト

電子マニフェスト制度は、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター））を介したネットワーク上でやりとりする仕組みです。

### 【電子マニフェストを利用するため必要な事項】

- ①排出事業者と委託先の収集運搬業者・処分業者の3者ともが電子マニフェストへ加入することが必要
- ②インターネットを閲覧できるパソコンの用意
- ③システム利用の基本料、使用料が必要

区分	収集運搬業者	処分業者			排出事業者		
		報告機能のみ	報告・2次登録機能 A料金	報告・2次登録機能 B料金	A料金	B料金	C料金(団体加入料金)
1年間の基本料	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円	26,400円	1,980円	110円
1件あたりの使用料	—	—	11円/件	22円/件※1	11円/件	22円/件※1	22円/件※2
目安となる登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下	2,401件以上	2,400件以下	—

※1：90件までは無料　※2：5件までは無料

(令和7年10月末現在)

- ④加入手続き

JWセンターに仮申込（担当者名・メールアドレス登録）→本登録（仮ユーザーID・仮パスワードを用いてログイン、加入区分・会社名・住所等を登録、加入申込申請）→利用開始（加入者番号・仮パスワードを用い、ログイン、加入者番号用パスワードに変更）→利用

### 【電子マニフェストのメリット・デメリット】

電子マニフェストは、事業者にとっては、紙マニフェストの保管や行政へのマニフェスト交付状況報告が不要となり、行政にとってもマニフェスト交付状況報告に係る事務が軽減される等のメリットがありますが、事業者からは、システム登録が面倒、システムが良く分からず、基本料・使用料が発生しコスト高になるといった意見もあります。

### 【処理業者の電子マニフェスト加入状況】

排出事業者が電子マニフェストを利用したい場合、まず、委託する処理業者（収集運搬、処分）が電子マニフェストに加入している必要があります。

本市の許可を有している処理業者で、電子マニフェストに加入している処理業者の割合は、約65%です。

なお、加入業者のうち、公開を承諾した業者についてはJWセンターのホームページに掲載されています。

# 8 情報発信

## 分かりやすくニーズに即した情報発信

### 分かりやすく効果的な情報発信

現在、本市ホームページに法令遵守事項等の情報を掲載していますが、意識調査では、「法令遵守事項や排出方法などの廃棄物処理に関する情報を十分には入手できていない」と回答した事業者が半数であるなど、事業者にとって掲載場所や内容等が分かりにくく、利用しづらい状況となっています。

こうしたことから、利用者にとって分かりやすいものとなるようホームページの構成・内容を検討し、抜本的な見直しを行います。

また、広報紙など各種媒体を活用し、効果的かつ積極的な情報発信を行います。

### リーフレット等を用いた情報提供

排出事業者にとって、産業廃棄物と一般廃棄物の区分、処理方法、課せられている義務等は、複雑で分かりにくく、意識調査では、リーフレットによる情報提供の要望が約6割であるなど、ビジュアル的に分かりやすい形での情報提供が望まれています。

このため、区分や処理方法等を分かりやすく示したリーフレットを作成するとともに、業界団体等を通じた配布、ホームページへの掲載などにより、一層の周知に取り組みます。



# 第 5 章 計画の推進

本計画を着実に推進し、効果的かつ効率的に施策を推進するため、スケジュールの作成、施策の成果の検証、施策の見直し等を行います。

### ●年度別スケジュール等の作成

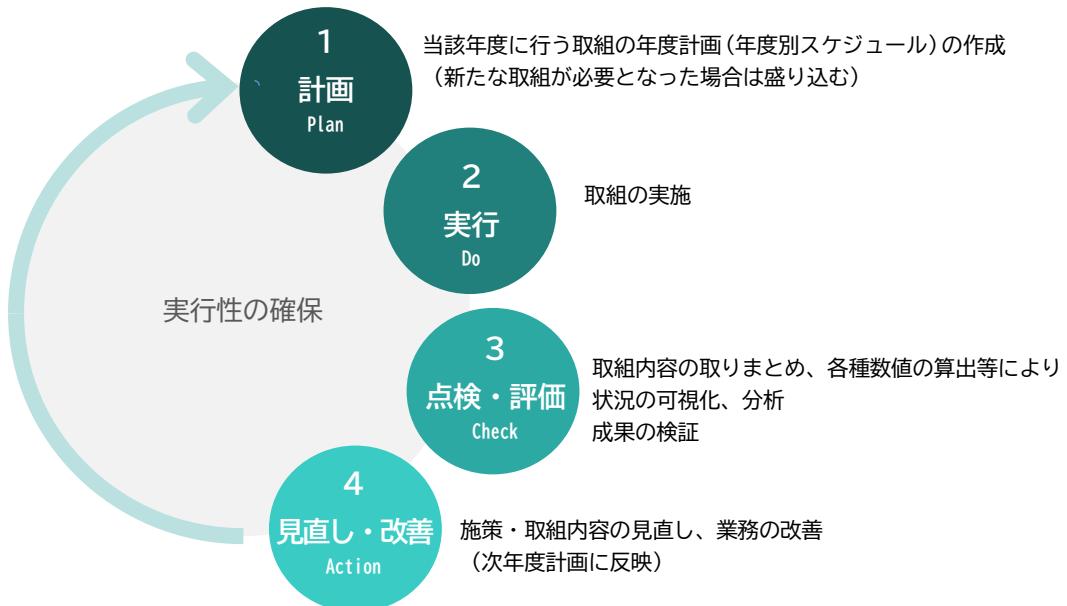
各施策の全体スケジュール、年度別スケジュールを作成し、計画的に実施します。

### ●施策の成果の検証

実施した施策について、データ化、可視化、分析等の整理を行いつつ、毎年度、取組内容を取りまとめ、進捗状況を把握するとともに成果の検証を行っていきます。

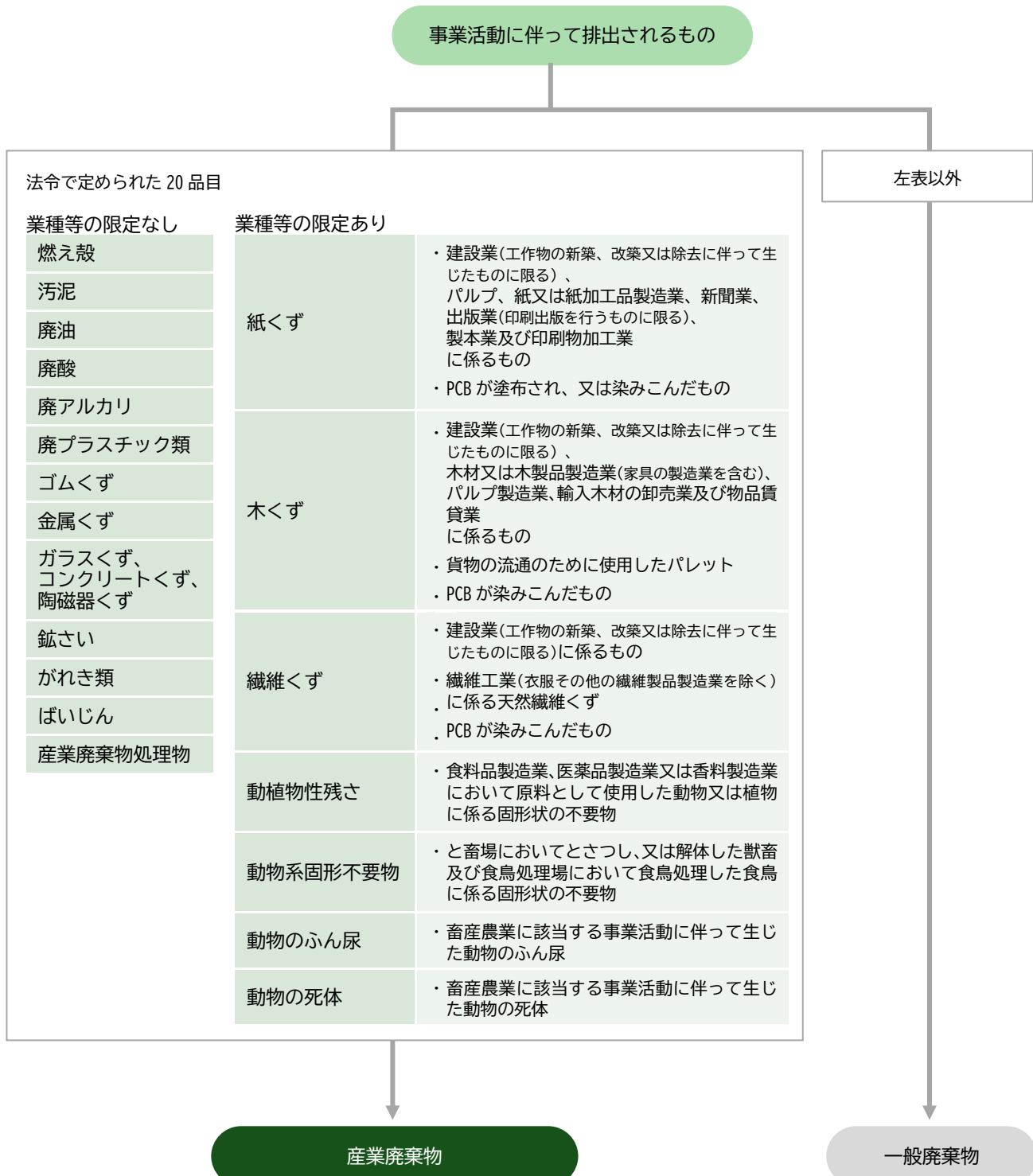
### ●施策の見直し等

必要に応じて、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。



# 參考資料

# 廃棄物の種類



# 産業廃棄物実態調査

## 概要

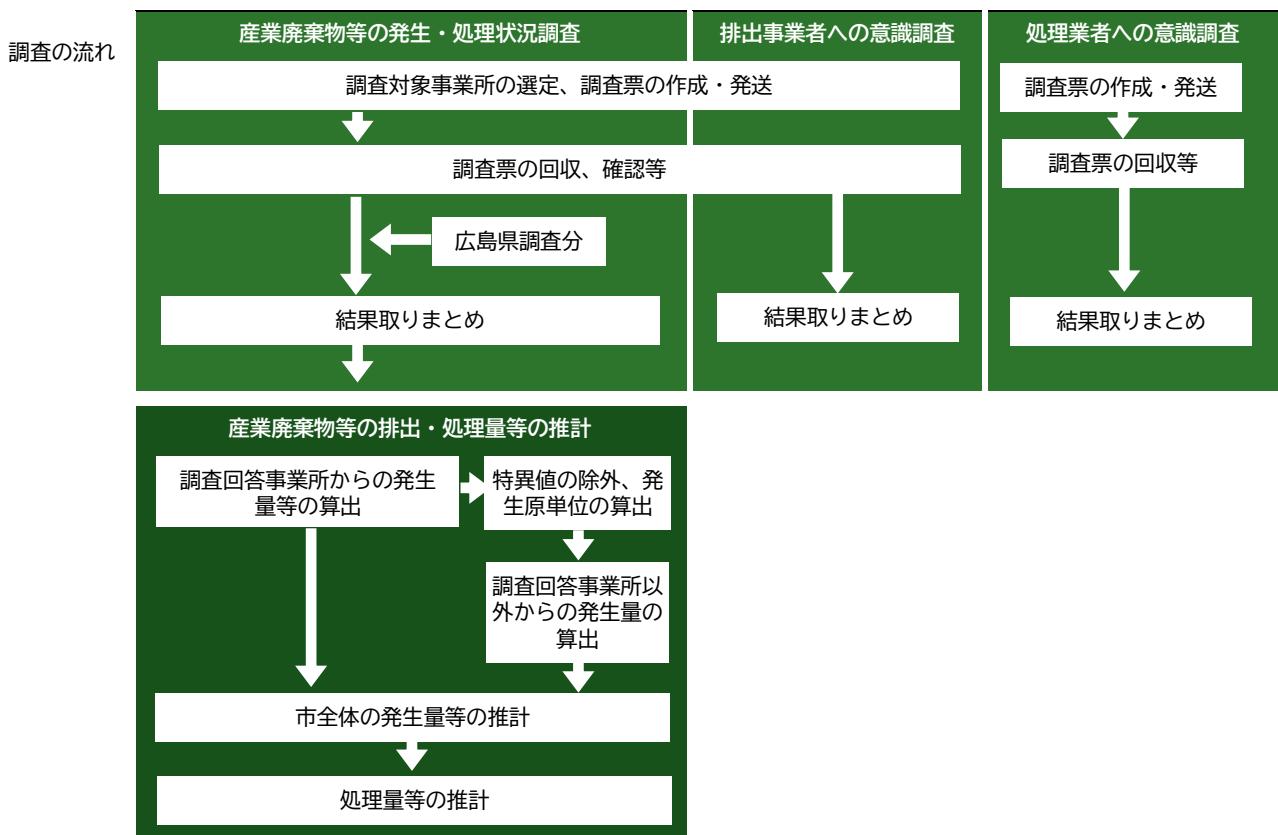
排出事業者に対して、令和5年度における産業廃棄物等の発生・処理状況等をアンケート調査し（産業廃棄物等の発生・処理状況調査）、その調査結果をもとに、本市の産業廃棄物の発生量、排出量、処理量、最終処分量、減量化量、資源化量等を推計しました。あわせて、排出事業者に対して、適正処理・減量・リサイクル等に関するアンケート調査（排出事業者への意識調査）を実施しました。

（広島県においても同様の調査を実施しており、調査事業所が県調査で回答を行っている場合は、意識調査のみを実施、産業廃棄物等の発生・処理状況については、県から提供された調査データを使用）

また、処理業者に対しても、適正処理・減量・リサイクル等に関するアンケート調査（処理業者への意識調査）を実施しました。

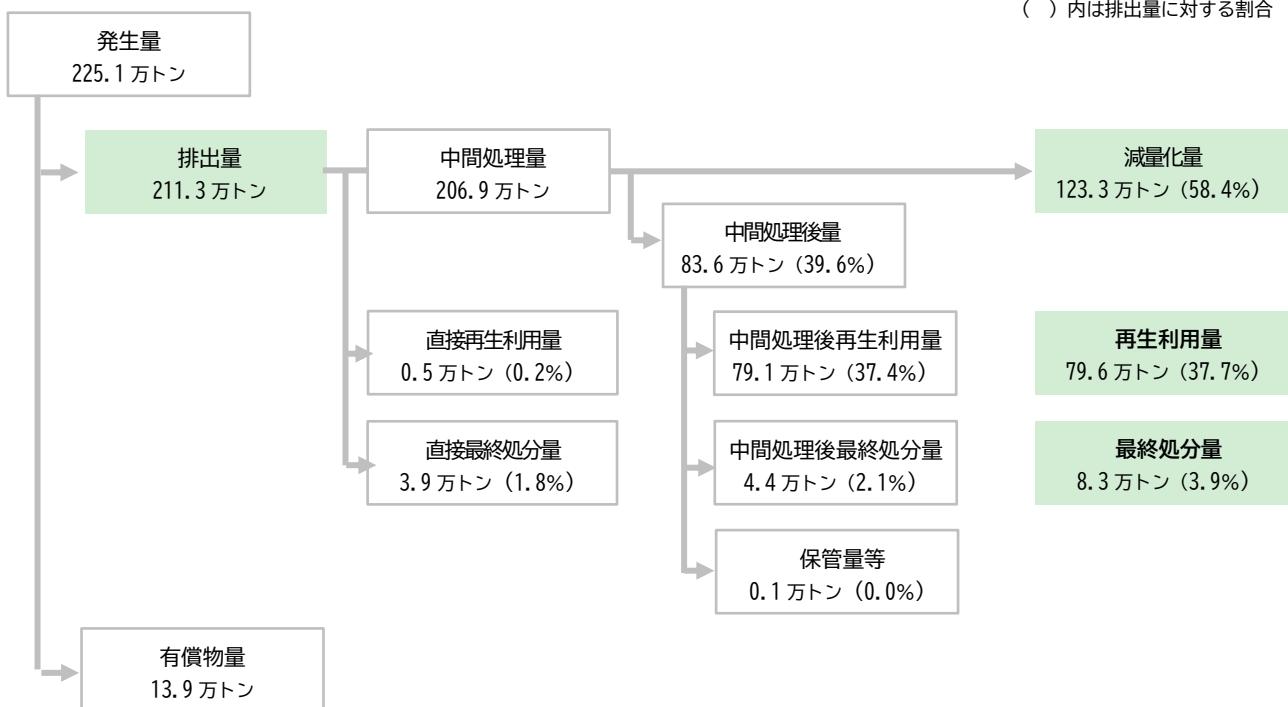
調査期間：令和7年4月～9月（アンケート期間：令和7月6月2日～30日）

	産業廃棄物等の発生・処理状況調査	排出事業者への意識調査	処理業者への意識調査
調査対象	広島市内に所在する事業所（農業・林業・漁業を除く）から、業種特性・規模等を考慮し、排出量の多い事業所を中心に抽出	同左	本市の許可を有する処分業者、収集運搬業者
調査方法	調査票を郵送し、郵送・電子メール・Web回答により回収	調査票を郵送し、郵送・電子メール・Web回答により回収	調査票を郵送し、郵送により回収
回収数 (回収率)	3,488事業所（広島県調査分を含む） (60.5%)	2,957件 (54.7%)	122件 (60.7%)



## 産業廃棄物等の排出・処理量等の推計結果の概要

### ●産業廃棄物の処理状況（令和5年度）



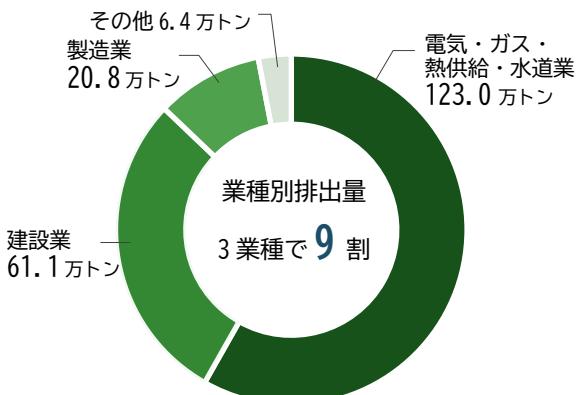
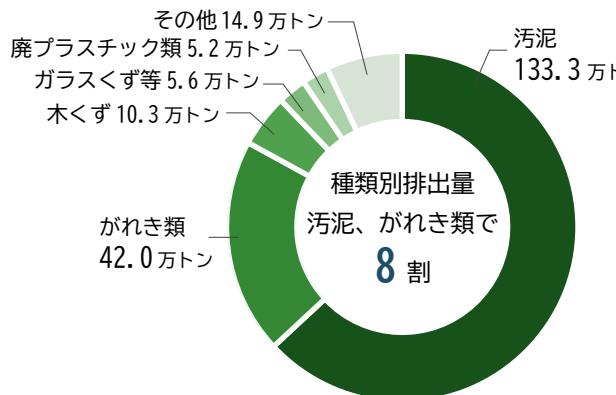
### ●種類別処理状況（令和5年度）

区分	排出量	減量化量	再生利用率	最終処分量
合計	211.3	123.3	79.6	8.3
汚泥	133.3	121.1	11.9	0.3
がれき類	42.0	0.0	38.6	3.4
木くず	10.3	0.1	9.8	0.4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.6	0.0	4.8	0.8
廃プラスチック類	5.2	0.6	3.6	0.9
ばいじん	4.2	0.0	3.9	0.3
金属くず	2.6	0.0	2.4	0.2
鉱さい	2.3	0.0	1.9	0.4
廃油	1.4	0.6	0.8	0.0
動植物性残さ	0.5	0.2	0.4	0.0
紙くず	0.5	0.0	0.5	0.0
廃酸	0.2	0.1	0.1	0.0
繊維くず	0.1	0.0	0.1	0.0
廃アルカリ	0.1	0.1	0.0	0.0
燃え殻	0.1	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0
動物系固形不要物	0.0	0.0	0.0	0.0
感染性廃棄物	0.8	0.6	0.1	0.1
混合廃棄物	1.6	0.0	0.5	1.1
その他産業廃棄物	0.3	0.0	0.1	0.2

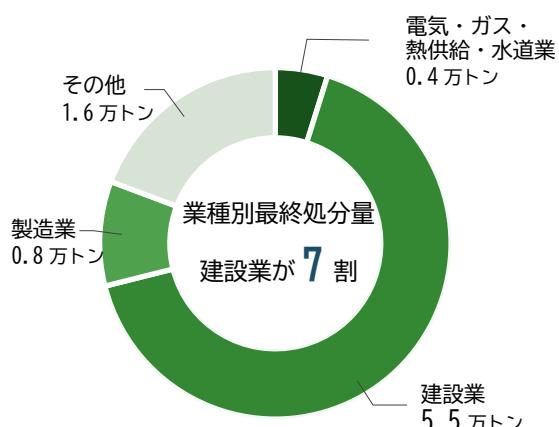
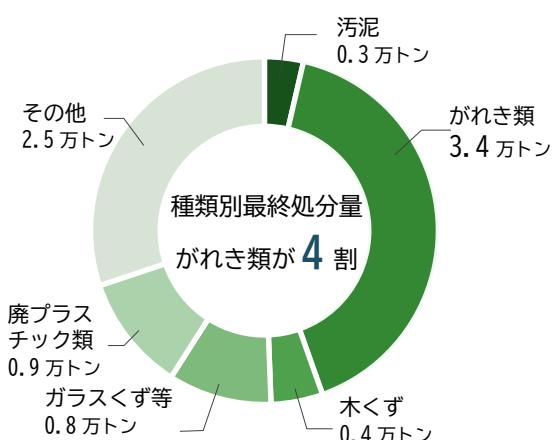
### ●業種別処理状況（令和5年度）

区分	排出量	減量化量	再生利用率	最終処分量
合計	211.3	123.3	79.6	8.3
電気・ガス・水道業	123.0	113.9	8.7	0.4
建設業	61.1	1.2	54.4	5.5
製造業	20.8	6.7	13.2	0.8
卸・小売業	2.1	0.2	1.4	0.5
医療、福祉	1.3	0.8	0.2	0.2
サービス業	0.9	0.2	0.4	0.3
運輸・郵便業	0.6	0.0	0.5	0.1
教育、学習支援業	0.5	0.0	0.2	0.2
飲食・宿泊	0.4	0.2	0.1	0.1
生活関連・娯楽	0.2	0.0	0.1	0.0
学術・専門サービス業	0.2	0.0	0.1	0.0
公務	0.1	0.0	0.1	0.1
不動産業、物品賃貸業	0.1	0.0	0.1	0.1
情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0
金融業、保険業	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0

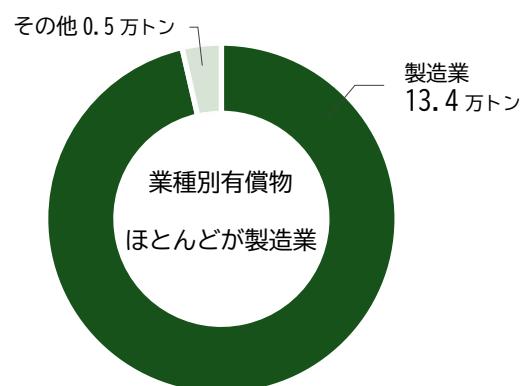
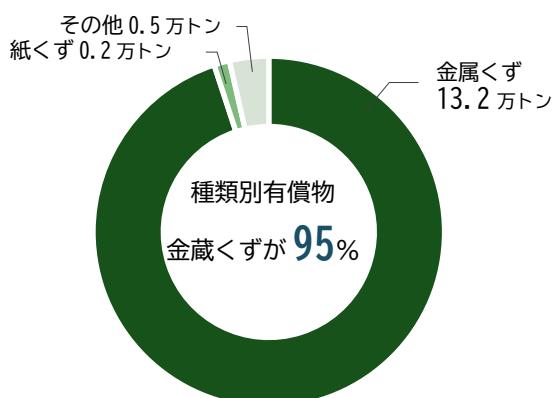
●種類別・業種別排出量（令和5年度）



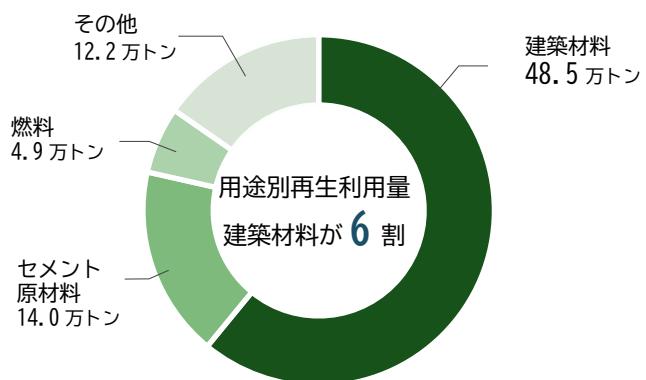
●種類別・業種別最終処分量（令和5年度）



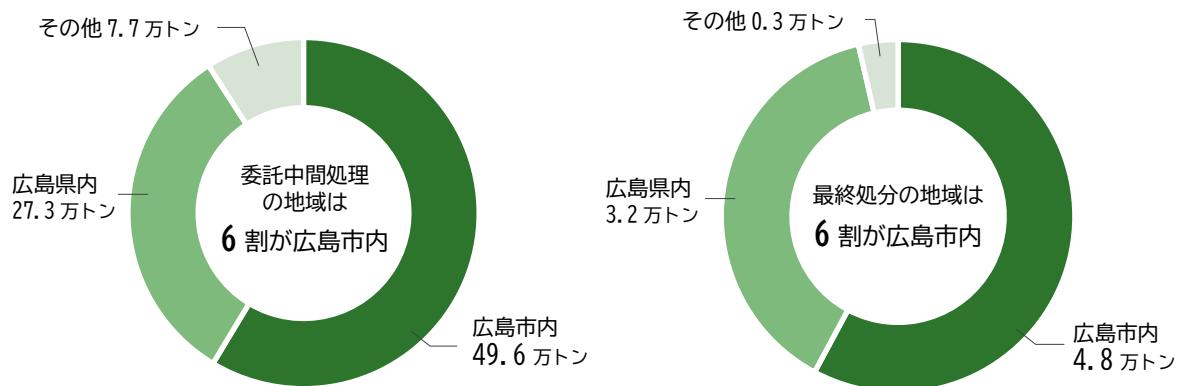
●種類別・業種別有償物の状況（令和5年度）



●用途別再生利用量の状況（令和5年度）

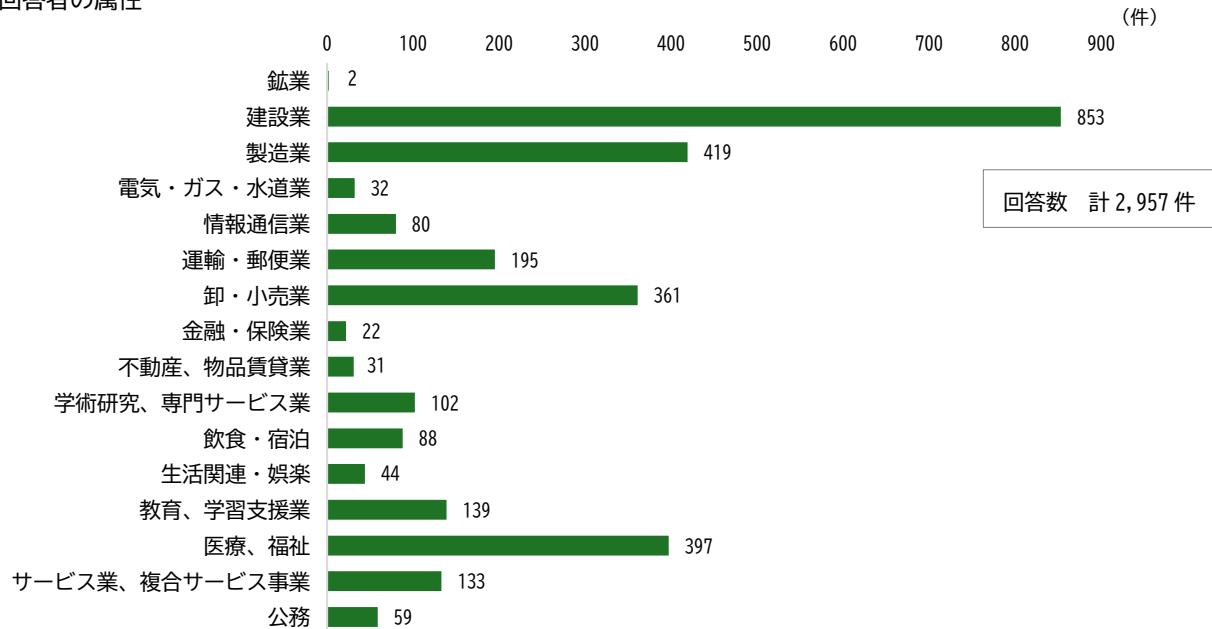


●委託中間処理・最終処分が行われた地域（令和5年度）

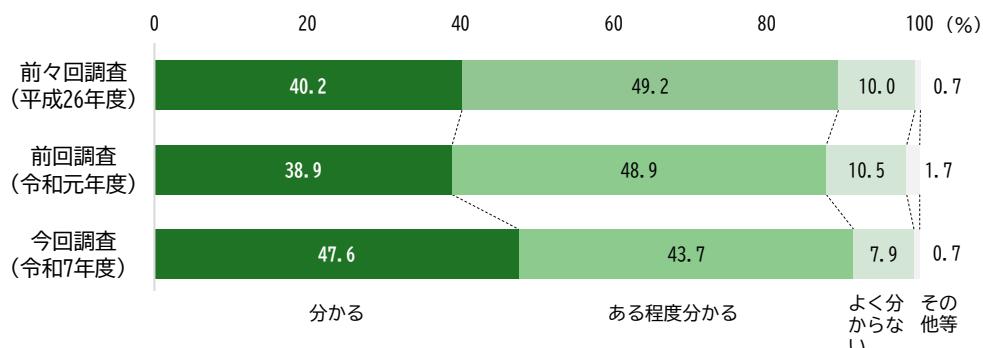


## 排出事業者への意識調査結果の概要

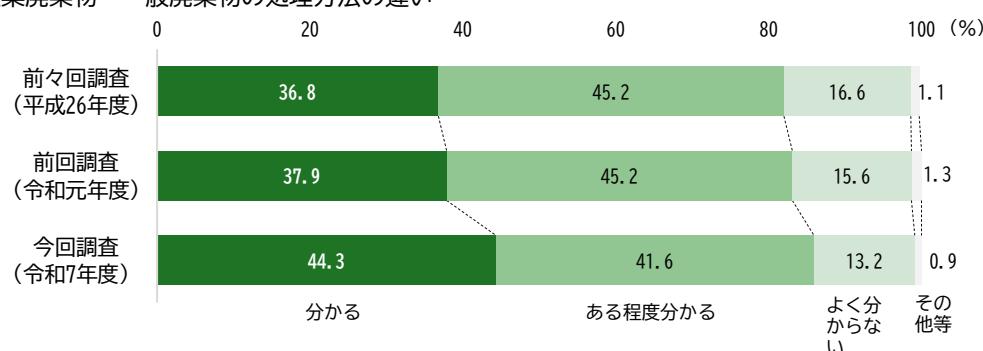
### ●回答者の属性



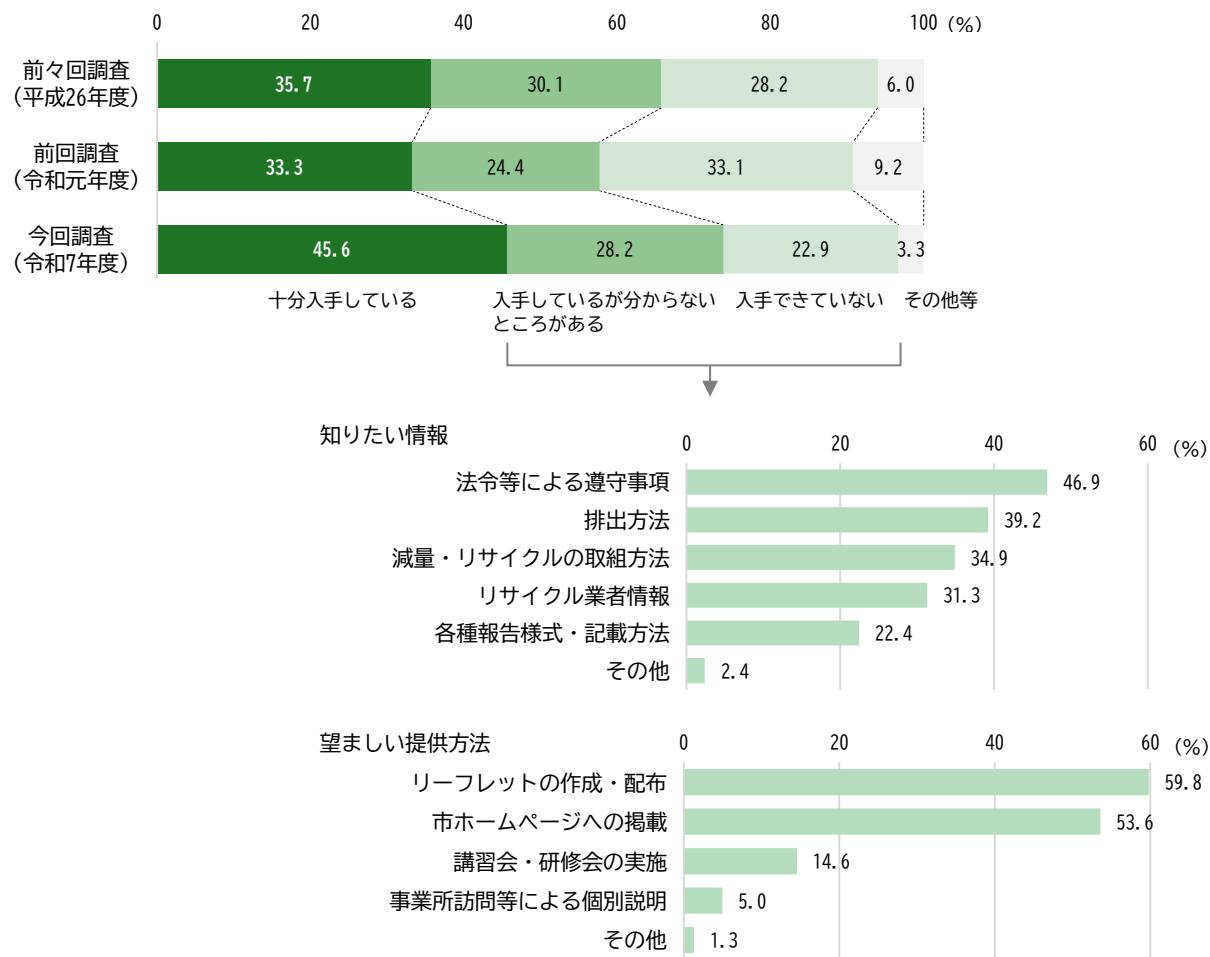
### ●産業廃棄物・一般廃棄物の区分



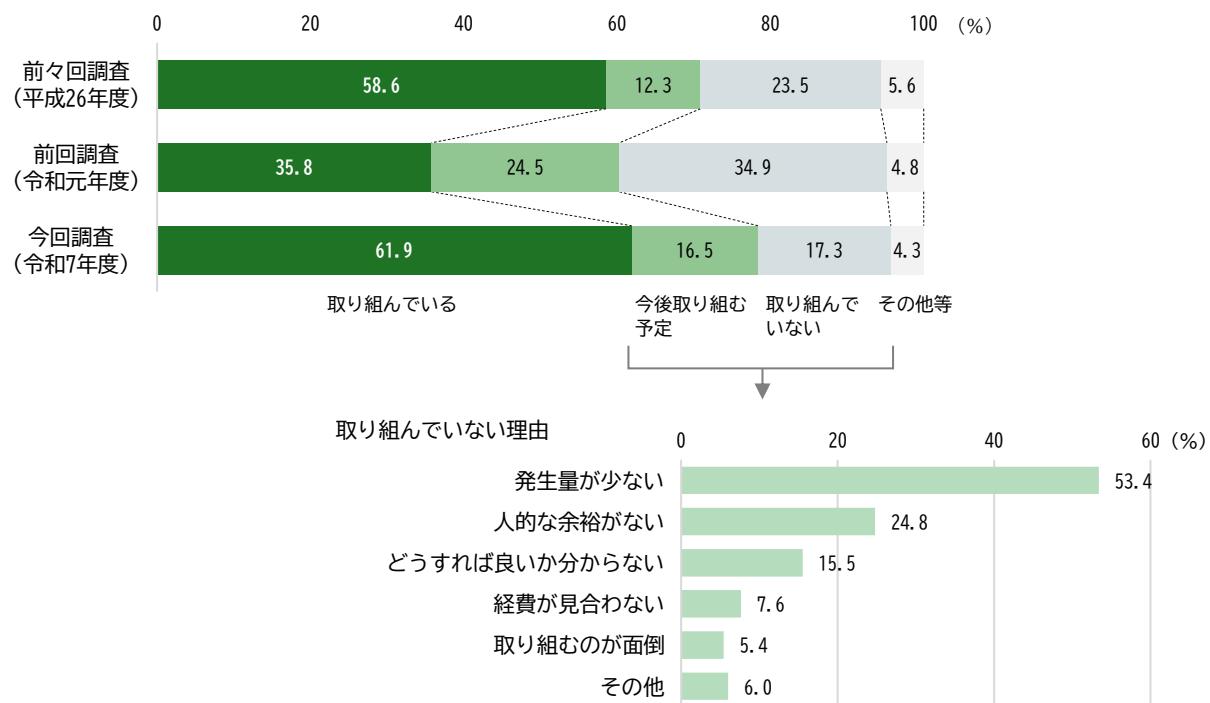
### ●産業廃棄物・一般廃棄物の処理方法の違い



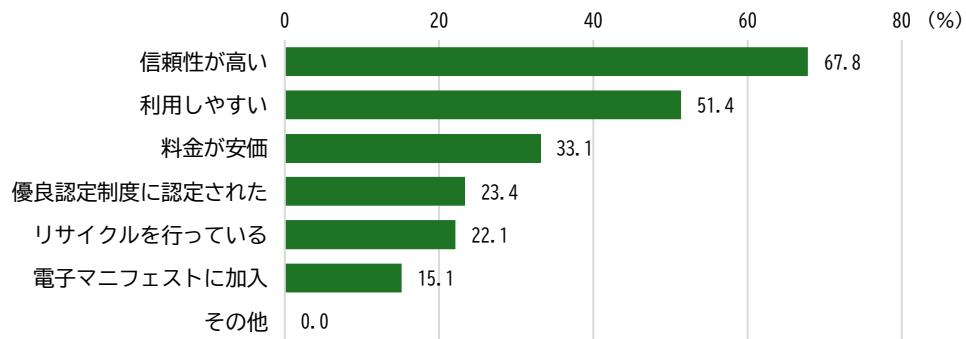
### ●廃棄物処理に関する情報の入手



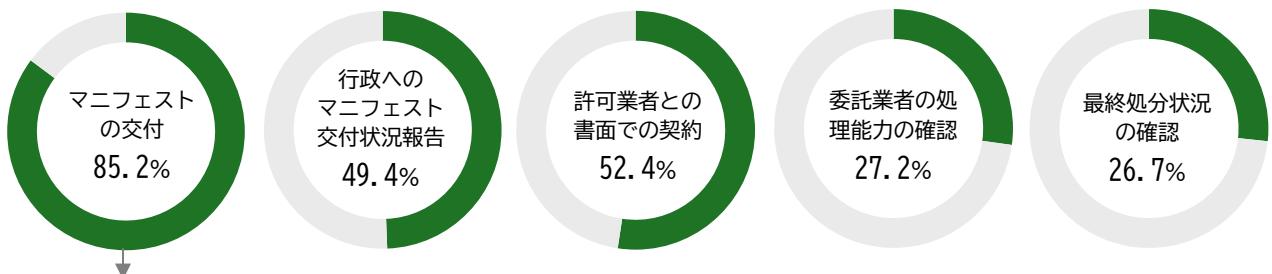
### ●減量・リサイクルの取組



●処理業者を選定する基準

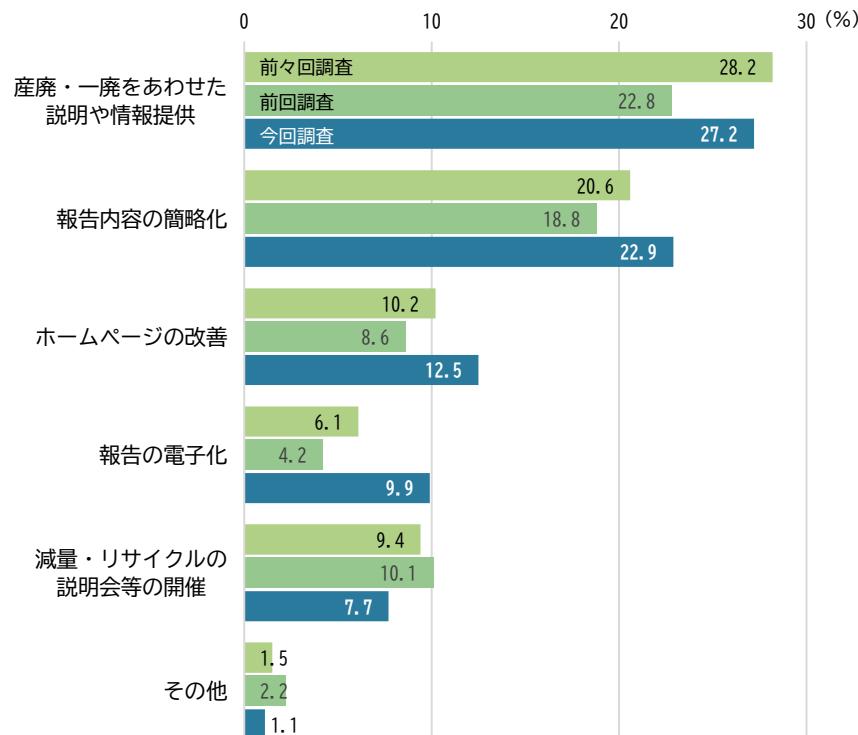


●委託処理を行うに当たり実施している事項



使用マニフェストの種類
・電子マニフェスト 19.9%
・電子・紙併用 11.5%
・紙マニフェスト 68.6%

●市への要望（改善してほしい事項）

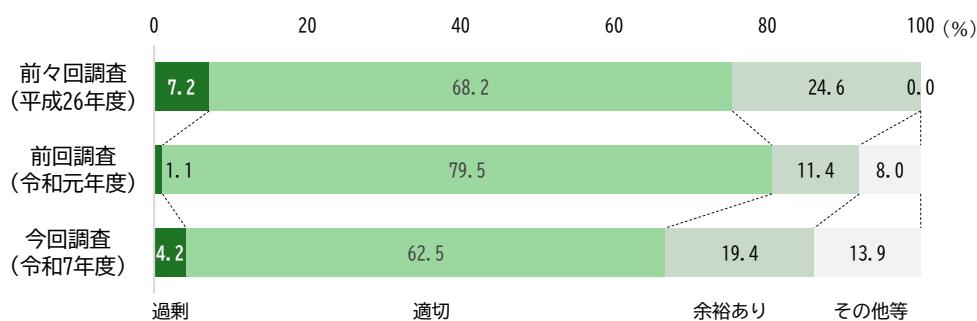


## 処理業者への意識調査結果の概要

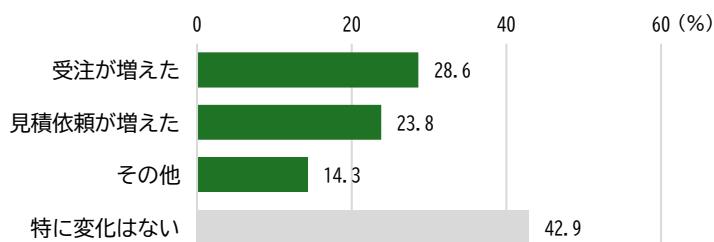
### ●回答者の属性

回答数 122 件であり、うち、収集運搬業の許可のみの業者 49 件、処分業の許可ありの業者 73 件

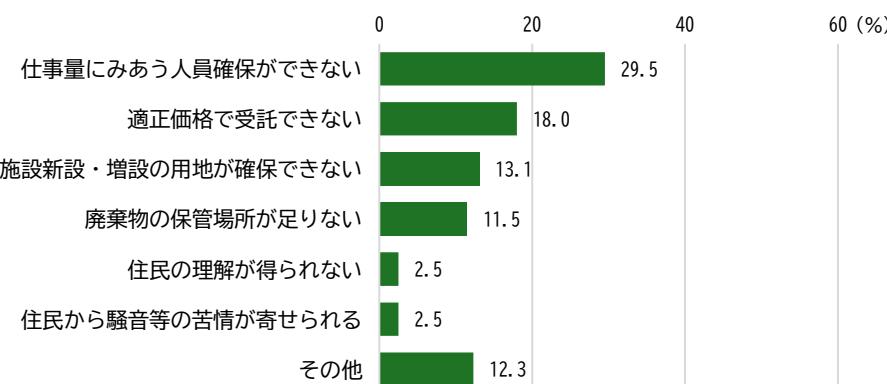
### ●処理能力に対する廃棄物の受入状況（処分業者への質問）



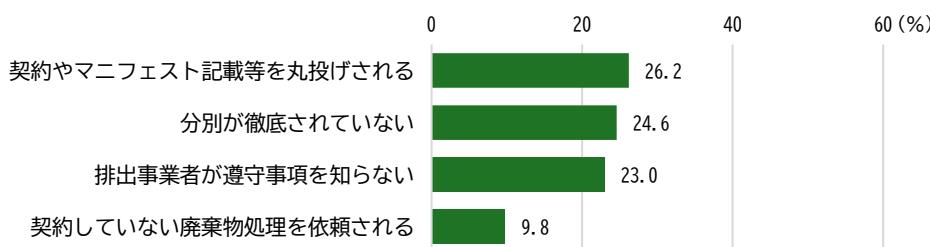
### ●優良産廃処理業者の認定によるメリット（優良産廃処理業者の認定を受けている業者への質問）



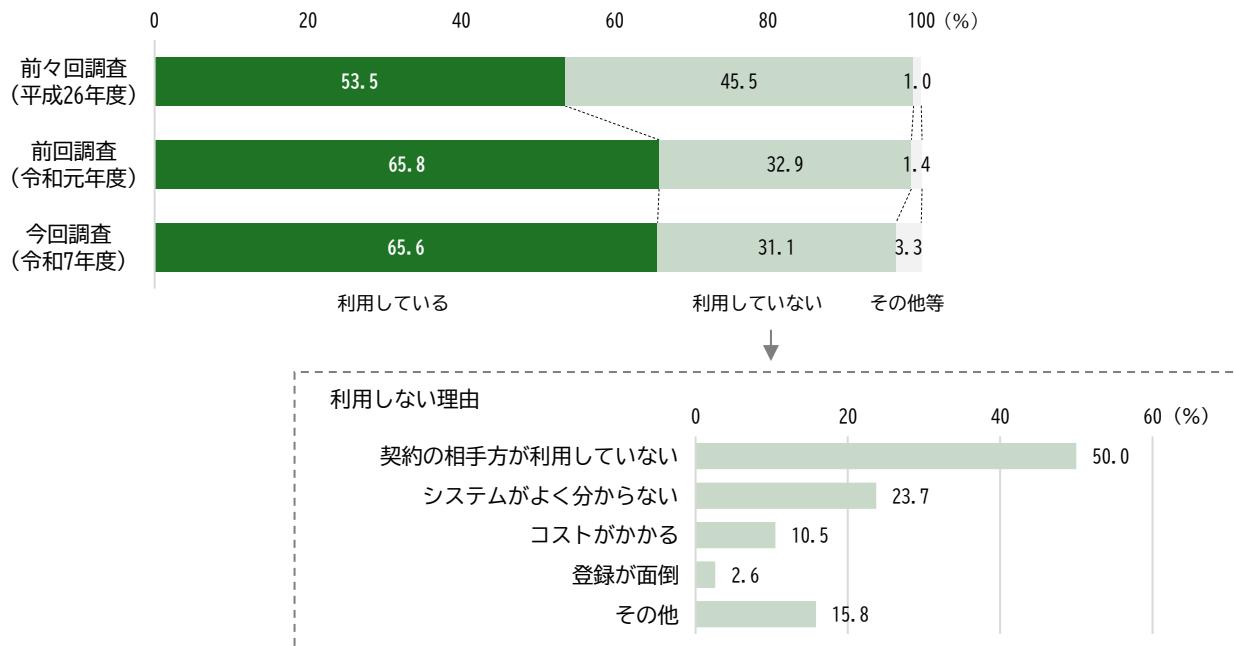
### ●廃棄物処理に係る課題・問題点



### ●排出事業者サイドの問題点



### ●電子マニフェストの利用



### ●資源循環のために行っている取組（処分業者への質問）

